

経済産業省

受託調査

インドネシアの模倣品対策に関する調査

2016年8月

日本貿易振興機構（JETRO）

ジャカルタ事務所

はしがき

インドネシアに今後進出・取引を行う、又は既に行っている企業にとって、市場調査及び投資・貿易上の法令・規制に関する事項を確認し、一つ一つ事業化及び事業の拡大に向けて取り組みを積み上げ課題を解消していくことは非常に重要である。同様に、企業が保有している知的財産に関して法的防衛を検討することも重要な事項である。例えば、日本において高い技術、あるいは国際的に認知された商標等を保有していても、インドネシアにおける知的財産の保護が後手に回り貴重な知的財産が侵害された場合、事業が軌道に乗ってから思わぬところで損害を被る可能性がある。

本調査は、インドネシアに進出しようとする企業及び進出済みで知的財産に関して潜在的及び顕在的損害を懸念する企業が、インドネシアにおいて知的財産に関する適切な対策を検討する材料として、インドネシアの知的財産を扱う事務所の協力を得て、インドネシアにおける模倣品流通の実態、取締の制度、企業が取りうる措置、最近話題となっている事項等をまとめたものである。

本報告書は下記の事項により構成されている。

- 第 1 章：インドネシアにおける知的財産権侵害のインパクト、流通分野、傾向等
- 第 2 章：インドネシア政府機関の取締件数等の動向及び企業が取りうる措置のメリット・デメリット等
- 第 3 章：実質的な取締りを実施しているインドネシアの主要な政府機関の取締実務
- 第 4 章：裁判の手續と事例の紹介、実際に裁判となった場合の具体的手續等
- 第 5 章：権利出願件数、最近話題となっている特許年金、特許法及び商標法の改正動向

インドネシアは、マドリッド協定議定書に加盟の準備を行っているところで、国際基準に合わせるための法令の整備、知的財産の登録制度の拡充、模倣品取締り体制の整備が行われつつあるが、知的財産に関し企業活動を安心して実施するには十分な水準に未だ達しているとは言えない。進出企業等が知的財産に関する訴訟等で負担を強いられている例も多く存在している。企業の知的財産権が正当に守られるよう、適切な知的財産の保護が行われることが期待される。

目 次

1. 模倣品の流通実態	
1. 1 流通量	3
1. 2 流通分野	6
1. 3 流通地域	11
1. 4 傾向情報	13
2. 模倣対策・概論	
2. 1 知的財産権侵害関連期間と権限の整理	15
2. 2 各機関の取締実績	16
2. 3 直近 3 年間程度での規定の改正・通知等の要点	17
2. 4 民事訴訟手続と刑事訴訟手続の比較	21
3. 行政取締実務	
3. 1 知財総局による取締	24
3. 2 警察による取締	27
4. 司法対策実務	
4. 1 手続フロー	29
4. 2 実務上の留意点	29
4. 3 商務裁判所における知的財産訴訟の件数	30
4. 4 主要判例	32
5. 権利登録	
5. 1 権利別出願・登録件数	40
5. 2 2015 年国別上位 10 カ国の出願件数	42
5. 3 出願フロー・費用・期間・言語	45
5. 4 「特許年金」に関する留意点	54
5. 5 特許法及び商標法改正案	55

(換算レート：109.89 インドネシア・ルピア = 1 円、1 USD = 121.05 円、1 ユーロ = 134.31 円
三菱東京 UFJ 銀行 2015 年平均 中値)

1. 模倣品の流通実態

1.1 流通量

調査によると、インドネシアにおける模倣品による経済損失は増加傾向にあり、2014 年で 65 兆 1,000 億インドネシア・ルピア（約 5,924 億円）と推定されている。一部の製品（皮革製品・衣類・ソフトウェア・プリンタのインクカートリッジ）における模倣品が全体の商品に占める割合は 30%を超えている。

1.1.1 インドネシア反模倣協会(MIAP)-インドネシア大学経済社会研究所(LPEM)の研究について (2005 年、2010 年、2013 年)

2005 年、インドネシアの反模倣協会（Masyarakat Indonesian Anti-Pemalsuan /MIAP）及びインドネシア大学経済社会研究所（Lembaga Penyelidikan Ekonomi dan Masyarakat, Fakultas Ekonomi Universitas Indonesia /LPEM FEUI）は、インドネシアにおける模倣品業界に関する共同研究を実施した¹。2005 年実施の第 1 回 LPEM FEUI 調査によると、主要 12 セクターにまたがる経済的損失は、4 兆インドネシア・ルピア（約 364 億円）と推定された。

2010 年の調査によると、損失は約 9 倍に膨れあがり 37 兆インドネシア・ルピア（約 3,400 億円）になったと推定された²。MIAP は、この損失によって、概算で 2 億 276 万インドネシア・ルピア（約 184 万円）の逸失税収、及び 17 万 4,000 件の雇用機会の喪失があると述べている。

この 2010 年度調査は、2011 年、2012 年、更に 2013 年にわたり、折りにふれて新聞記事に取り上げられた^{3,4,5}。数値とパーセンテージは場合によってまちまちではあるが、これらの記事は、2010 年度 MIAP-LPEM 調査を基にしたものとみられる。一部の記事では、損失は 43 兆 2,000 億インドネシア・ルピア（約 3,931 億円）にも上ると報じられた。

2014 年、MIAP-LPEM は、2013 年度最終調査から、最新の調査報告を発表した⁶。このラウンドの研究では、プリンタのインクカートリッジが、最も一般的に模倣されている製品と判明した。また、総国内生産高における損失が 65 兆 1,000 億インドネシア・ルピア（約 5,924 億円）にも上ると推計された。

¹ <http://www.iflr.com/Article/3121423/Tackling-counterfeiters-in-Indonesia.html>

² <http://www.antaraneews.com/berita/187411/rugi-rp37-triliun-akibat-produk-palsu>

³ <http://www.ambadar.com/news/seminar-of-intellectual-property-rights-with-jetro?page=8>

⁴ <http://travel.kompas.com/read/2011/11/04/02332262/Nilai.Produk.yang.Hilang.Rp.432.Triliun>

⁵ <http://swa.co.id/business-strategy/management/miap-ajak-semua-lembaga-terkait-sosialisasikan-anti-pemalsuan>

⁶ <http://pemilu.tempo.co/read/news/2014/07/17/090593647/2013-Barang-Palsu-Rugikan-Negara-Rp-651-Triliun/2013-Barang-Palsu-Rugikan-Negara-Rp-651-Triliun>

(IDR : インドネシア・ルピア)

MIAP-LPEM の模倣品調査				
市場規模の推計 (模倣品による侵害額)				
報告書	2005 年	2010 年 ^{7,8,9}	2011 年, 2012 年& 2013 年 ニューズレポートは 2010 年の報告書を 参考に行っている 10,11,12	2014 年 ¹³
サンプル人数	ジャカルタとスラバヤの 消費者 257 名	ジャカルタとスラバヤの回答者 500 名		ジャカルタ周辺の 都市圏とスラバ ヤの回答者 591 名
合計金額	総生産高 4 兆 4,100 億 IDR GDP 損失 2 兆 900 億 IDR	GDP 損失 37 兆 IDR	総生産高 43 兆 2,000 億 IDR GDP 損失 34 兆 2,000 億 IDR	GDP 損失 65 兆 1,000 億 IDR
逸失税収	-	2 億 276 万 IDR	-	4 億 2,400 万 IDR
雇用領域	-	雇用機会喪失 17 万 4,000 件	-	損失利益 3 兆 4,000 億 IDR

⁷ <http://www.jpnn.com/berita.detail-64241>

⁸ <http://miap.or.id/main/berita/detail.php?detail=20100603114728>

⁹ <http://www.antaraneews.com/berita/187411/rugi-rp37-triliun-akibat-produk-palsu>

¹⁰ <http://www.ambadar.com/news/seminar-of-intellectual-property-rights-with-jetro?page=8>

¹¹ <http://travel.kompas.com/read/2011/11/04/02332262/Nilai.Produk.yang.Hilang.Rp.432.Triliun>

¹²

<http://swa.co.id/business-strategy/management/miap-ajak-semua-lembaga-terkait-sosialisasikan-anti-pemalsuan>

¹³ MIAP-LPEM FEUI Report on Economic Impact of Counterfeiting in Indonesia 2013/2014

MIAP-LPEM の模倣品調査				
流通分野ごとに模倣品が全体に占める割合				
報告書	2005 年	2010 年 ^{14,15,16}	2011 年, 2012 年& 2013 年	2014 年 ¹⁷
化粧品	-	10%	13.7%	-
農薬	-	10%	11.5%	8.5% (食品を含む)
履物	-	10%	8.9%	-
皮革製品	-	10%	16.8%	3.8%
オフィス電子機器	-	10%	3.5%	-
タバコ	-	4%	-	-
ノンアルコール飲料	-	4%	16.4%	-
自動車部品	-	3%	7%	38.9%
医薬品	-	-	30.2%	33.5%
ウォーターポンプ	-	-	34.1%	49.4%
照明器具	-	-	34.1%	-

1.1.2 日本国特許庁 (JPO) 模倣被害調査報告書 (2014 年度)

日本国特許庁 (Japan Patent Office/JPO) が 2013 年度の我が国企業等の模倣被害の結果を「2014 年度 模倣品被害調査報告書」(経済産業省公表)として取りまとめた統計によると、日本企業が受けた模倣品被害のうち 20.4%が、インドネシアを含む ASEAN 6 ヶ国からのものである¹⁸。この割合は、2010 年の 18.6%、2011 年の 19.1%、2012 年の 20.2%と年々増加している¹⁹。また、模倣品被害の被害社率を ASEAN 主要国と比較すると、インドネシアはタイに次ぐ第 2 位を占めており、8.6%(2011 年度)、9.4%(2012 年度)、9.5%(2013 年度)と年々増加している。

¹⁴ <http://www.jpnn.com/berita.detail-64241>

¹⁵ <http://miap.or.id/main/berita/detail.php?detail=20100603114728>

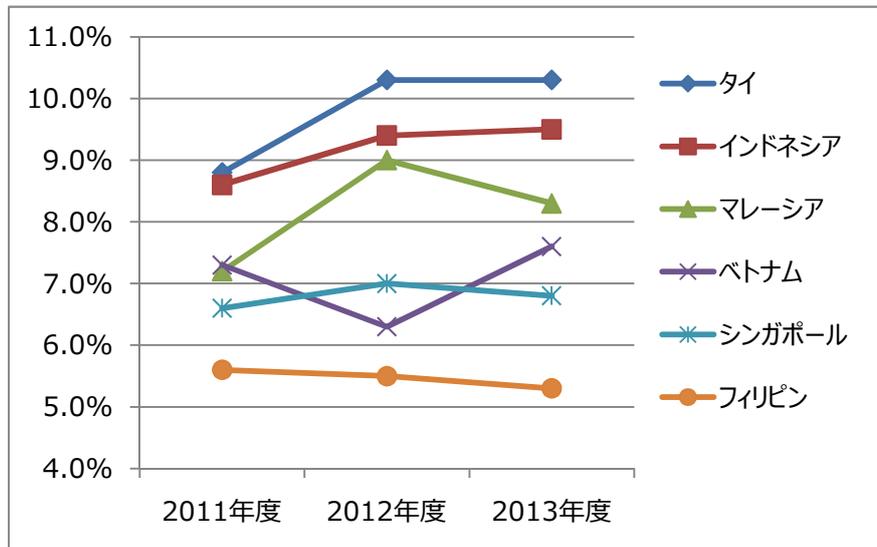
¹⁶ <http://www.antaraneews.com/berita/187411/rugi-rp37-triliun-akibat-produk-palsu>

¹⁷ MIAP-LPEM FEUI Report on Economic Impact of Counterfeiting in Indonesia 2013/2014

¹⁸ http://www.meti.go.jp/english/press/2015/0311_03.html

¹⁹ http://www.meti.go.jp/english/press/2014/pdf/0625_01a.pdf

ASEAN 主要国における模倣被害の被害社率



1.2 流通分野

模倣品により侵害されている製品は多岐にわたっている。医薬品では偽造薬品の占める割合が 40%に増加した。音楽・映画関連の経済損失は高額に上っている。

1.2.1 産業別

1.2.1.1 医薬品

インドネシアの外資系製薬団体（International Pharmaceutical Manufacturers Group/IPMG）によると、インドネシアの 20 億米ドル（約 2,400 億円）医薬品市場で偽造薬物が占める割合は、2006 年以前は 25%だったが、2008 年までには 40%まで跳ね上がったと推計されている²⁰。

その後の 2011 年、PT ファイザーインドネシア（PT Pfizer Indonesia）による資金提供でインドネシア大学が行ったビクトリーリサーチプロジェクト（Victory Research Project）によると、シルデナフィル薬物（勃起不全薬 sildenafil）が、医薬品市場で最も多く偽造される薬物の一つであると特定された。ジャカルタ周辺、ジャワ島西部バンドン、ジャワ島東部スラバヤとマラン及びメダンにおける調査結果によると、シルデナフィル薬物はドラッグストア、薬局、歩道の屋台やインターネット経由で販売されている。157 軒から 518 錠を購入したところ、45%は偽物であった²¹。

最近の例では、製薬防護研究所アジア太平洋部会（Pharmaceutical Security Institute - Asia Pacific/PSIAP）が、2014 年マニラ会議において、インドネシアなど、東南アジア主要国において偽造医薬

²⁰ <http://www.thejakartapost.com/news/2008/07/17/40-all-drugs-ri-may-be-fake.html>

²¹ Indra Harsaputra, 'Indonesia remains a lucrative market for fake drugs', The Jakarta Post (Jakarta), 25 April 2013, <http://www.thejakartapost.com/news/2013/04/25/indonesia-remains-a-lucrative-market-fake-drugs.html>

品がより広く出回っていると報告された（141 事例）。PSIAP の Samson Chiu 会長は、販売されている偽造薬物のトップを占めるタイプは、心血管、代謝（メタボリズム）、抗感染に関する薬品であると述べた²²。

同氏はまた、中国と日本が偽造薬品に関わる事例を最も多く抱えており、それぞれ 712 例、237 例程度であると述べた。パキスタンが抱える事例は 237 件、韓国は 154 件、インドは 108 件、台湾は 79 件であった²³。インドネシアは第 5 位で、141 件の事例があった。

インドネシアの医薬品及びヘルスケアに関するビジネスモニター Q1 2014 によると、インドネシアで最も多い偽造品は、コレステロール低下剤のほか、インフルエンザ及び高血圧の治療薬、痩身広告に関するものとされている²⁴。

インドネシアの食品医薬品監督庁（Badan Pengawas Obat dan Makanan / National Agency for Drug and Food Control / BPOM）によると、2013 年、同機関は偽造品を 721 件押収した。これは 2011 年の 57 件、2012 年の 66 件から増加したものである²⁵。BPOM の概算によると、2012 年以來 2014 年まで合計すると 24 億インドネシア・ルピア（約 2,180 万円）相当の偽造で非合法の食品や薬品が、押収されている。

1.2.2 品別

MIAP-LPEM による調査からのセクター一覧については、前記 1.1.1 を参照のこと。また、MIAP によると 2006 年から 2007 年まで 1 年間をかけて 14 件のレイド（摘発）が行われた²⁶。なお、本項 1.2.2.1 から 1.2.2.7 に掲げた品目は MIAP-LPEM の調査等によるもので、これに限らず、模倣品による侵害が行われているとみられる品目は、自動車部品、自動車用バッテリー、家電製品、紙おむつ等の多岐にわたっている。

1.2.2.1 インクカートリッジとソフトウェア

MIAP-LPEM による調査によると、2013 年、最も高い割合で模倣された品目はプリンタのインクカートリッジであり（49%）、以下、皮革製品、衣類、ソフトウェアと続いた。また、MIAP によると、ジャカルタとスラバヤで 2 件のレイド、ジャカルタで 4 件のレイドが行われ、プリンタのインクカートリッジとリボンカートリッジ及び、マイクロソフト、シマンテック、ポーランド、アドビ、シスコシステム、マクロメディア、オートデスクといったソフトウェアが見つかった。

1.2.2.2 薬品

食品医薬品監督庁（BPOM）によると、2013 年、最も広く偽造された製品は、ポンスタン（Ponstan）

²² <http://ipkomododragon.blogspot.my/2014/11/fake-drugs-in-se-asia.html>

²³ <http://business.inquirer.net/182430/concerned-groups-call-for-stronger-measures-vs-counterfeit-medicine>

²⁴ http://israel-trade.net/asiapacific/files/2014/11/Indonesia_Pharmaceuticals_and_Healthcare_BMI_Q1-20142.pdf

²⁵ <http://www.thejakartapost.com/news/2014/05/28/bpom-seizes-more-fake-drugs-sold-online.html>

²⁶ Justisiari P. Kusumah & Erna L. Kusoy, 'Country Report-Indonesia Anti Counterfeiting Committee', 3 - 4.

錠（日本名ポンタール錠）及び勃起不全薬であった²⁷。

1.2.2.3 携帯電話とそのアクセサリ

インドネシア反模倣協会（MIAP）によると、ジャカルタ、バンドンとスラバヤで 8 件のレイドが行われ、携帯電話の本体、充電器、ハンズフリーキット、パッケージ、ホログラムステッカー、電池、マニュアルが発見された。

1.2.2.4 ハードウェア

MIAP によると、ジャカルタとスラバヤで 2 件のレイドが行われ、インターフェースカード、スイッチ、ルータが発見された。

1.2.2.5 エア・フィルタ

MIAP によると、ジャカルタで 2 件のレイドが行われ、大型車両用エア・フィルタが発見された。

1.2.2.6 エンジン

MIAP によると、スラバヤでレイドが行われた。

1.2.2.7 液体洗剤

MIAP によると、ジョグジャカルタでレイドが行われ、汎用液体洗剤が発見された。

1.2.3 海賊版

1.2.3.1 音楽関連

2015 年 9 月に開催された創造的経済に関するイベントにおいて、インドネシア共和国演奏家、歌手、作曲家及び音楽家協会（Association of Artists, Singers, Composers and Musicians of the Republic of Indonesia／PAPPR）は、2013 年、音楽録音の著作権侵害（海賊版）が原因で生じた経済的損失が 4 兆インドネシア・ルピア(約 364 億円)にも達した旨、報告した²⁸。

同イベントにおいて、インドネシア・レコーディング産業協会（the Association of Indonesia Recording Industry／ASIRI）が述べたところによると、海賊版音楽がインドネシアのレコーディング産業市場で有するシェアは 2007 年来、95.7%にも上り、一方、正規版音楽が同市場で有するシェアは 4.3%に過ぎないとのことである。

一方、2015 年においては、通信・情報省（Ministry of Communication and Informatics）により 22 か所の音楽シェアサイトがブロックされた²⁹。

²⁷ <http://www.iracm.com/en/2014/01/ponstan-a-painkiller-most-counterfeited-medication-in-indonesia/>

²⁸

<http://lifestyle.bisnis.com/read/20150918/225/473965/kerugian-akibat-pembajakan-musik-rekaman-rp4-triliuntahun>

²⁹ Yoga Hastyadi Widiartanto, 'Kemenkominfo Blokir 22 Situs "Download" Lagu Ilegal', Kompas.com (Jakarta), 23

1. laguhit.com
2. mp3days.net
3. weblagu.com
4. wapkalagu.com
5. iozmusik.com
6. lagu.in
7. carilagu.net
8. bursalagu.com
9. beemp3s.org
10. arenalagu.com
11. saranmu.com
12. tubidy.im
13. stafaband.info
14. memomp3.com
15. zinzhu.com
16. mp3take.com
17. kumpulbagi.com
18. onlagump3.info
19. newlagump3.com
20. targetlagu.com
21. musik-corner.info
22. musicxplore.com

1.2.3.2 映画関連

同イベントにおいて、インドネシア映画製作者連盟（Association of Indonesian Film Producers/APROFI）が、どの海賊版映画についても損失はおおよそ43億インドネシア・ルピア（約3,900万円）に達し得るとの概算を示した。海賊版映画が100作品あれば、その損失は概算で4,375億インドネシア・ルピア（約39.8億円）となる。

一方、2015年においては、通信・情報省（Ministry of Communication and Informatics）により22カ所の映画共有サイトがブロックされた³⁰。

November 2015,

<http://tekno.kompas.com/read/2015/11/23/12175047/Kemenkominfo.Blokir.22.Situs.Download.Lagu.Ilegal>

³⁰ Nedi Tirta Pradesha, '22 Situs Diduga Pembajak Film Diblokir', CNN Indonesia (Jakarta), 29 August 2015,

<http://www.cnnindonesia.com/hiburan/20150819083659-220-73041/22-situs-diduga-pembajak-film-diblokir-kemenkominfo/>

1. Ganool.com
2. Nontonmovie.com
3. Bioskops.com
4. Ganool.ca
5. Kilasan.to
6. Thepiratebay.se
7. Downloadfilmbaru.com
8. Ganool.co.id
9. 21filmcinema.com
10. Gudangfilm.caa.im
11. Movie76.com
12. Isohunt.to
13. Cinemaindo.net
14. Bioskop24.net
15. Ganool.in
16. Unduhfilm21.net
17. Bioskopkita.com
18. Downloadfilem.com
19. Comotin.net
20. Movie2k.ti
21. Unduhmovie.com
22. 21sinema.com

1.2.3.3 ケーブルテレビ

アジア有線・衛星放送協会（Cable & Satellite Broadcasting Association of Asia／CASBAA）の報告によると、ケーブルテレビの著作権侵害について検証可能な統計はない。米国通商代表部に対する2013 年度報告書の中で、政府報道官がインドネシアケーブル・テレビ・グループによる主張として引用した数字によると、不正使用者数は大まかに見積もっても200 万から250 万人にも上り、合法的接続の概算数値（200 万回線）よりも高いものとなっている³¹。

1.2.3.4 ソフトウェア

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（Business Software Alliance／BSA）の2013 年度グローバルソフトウェア調査によると、違法ソフトウェアの使用に関する商業的価値の合計額で、インドネシアは第10 位となった。この調査の概算によると、2013 年、ライセンスを受けていないソフトウェアのインドネシアにおけるインストー

³¹ <http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2012-0022-0005>

ルは、割合にして 84%、商業的価値に換算して 14 億 6,300 万米ドル（約 1,770 億円）に達した³²。

1.3 流通地域

ジャカルタ首都圏での一部のモール・商業地での模倣品の流通が指摘されるほか、ジャワ島以外の島嶼部でも流通が確認されている。税関による取締体制が不十分なため、違法商品は正規港湾経由で大量に輸入されている。また、国内に持ち込まれた後に正規品に模倣されるもの、国内で製造されるものもあるとみられる。

1.3.1 地域・市場

1.3.1.1 米通商代表部(USTR)の特別レビュー(2014年)

米国通商代表部（United States Trade Representative／USTR）が 2015 年 3 月に発表した「悪質市場報告書」によると、インドネシアにおける海賊版・模倣品ネットワークの主要販売拠点として、北ジャカルタの Harco Glodok を特定した³³。同報告書においては他にも、海賊版製品及び模倣製品で知られているジャカルタベースのモール、すなわち、北ジャカルタの Mangga Dua Mall、中央ジャカルタの Ambassador Mall、ジャカルタ各地の ITC、南ジャカルタの Ratu Plaza もまた名指しされた。

1.3.1.2 国際知的財産権同盟(IIPA) スペシャル 301 条に基づく勧告

国際知的財産権同盟（International Intellectual Property Alliance／IIPA）が著作権侵害活動のホットスポットと特定した主要地域には、ジャカルタ、パダン、ジャワ島、スマラン、メダン、マカッサル、バンドン、スラバヤがある³⁴。

1.3.1.3 インドネシア国家食品医薬品監督庁(BPOM) 2013年

インドネシア国家食品医薬品監督庁(BPOM)によると、2012 年に偽造品対策オペレーションが実施され、価値 54 億インドネシア・ルピア（約 4,900 万円）相当の偽医薬品を販売する 129 のウェブサイトが停止された。他に、ジャカルタ及びパプアと東ヌサトゥンガラといったマラリアが蔓延している地域で偽造品対策オペレーションが実施され、マラリア薬の偽造品の流通を停止した³⁵。

1.3.1.4 インドネシア国家食品医薬品監督庁(BPOM) 2015年

2015 年 11 月に行われたあるインタビューで、食品医薬品監督庁（BPOM）は、模倣化粧品が最も広く流通しているのは中央ジャカルタの Pasar Asemka であると述べた。BPOM は、司法制度上、無力な法執行や汚職、模倣業者に対して手ぬるい判決をこの問題の一部として挙げている³⁶。

³² http://globalstudy.bsa.org/2013/downloads/studies/2013GlobalSurvey_Study_en.pdf

³³ https://ustr.gov/sites/default/files/2014%20Notorious%20Markets%20List%20-%20Published_0.pdf

³⁴ <http://www.iipa.com/rbc/2015/2015SPEC301INDONESIA.pdf>

³⁵ The Jakarta Post, 'Fake products in High Demand', The Jakarta Post (Jakarta), 28 February 2014, <http://www.thejakartapost.com/news/2014/02/28/demand-fake-products-remains.html>

³⁶ <http://www.merdeka.com/uang/begini-cara-barang-impor-palsu-masuk-ke-indonesia.html>

1.3.1.5 インドネシア薬剤師会(IAI)

2013 年、IAI (Ikatan Akuntan Indonesia) 事務局長は、スラバヤとメダンにおいて偽造薬物の流通があると述べた。同事務局長が引用したインドネシア大学のビクトリーリサーチによると、大ジャカルタ都市圏と東ジャワの両方で流通する偽造薬物の割合が 50%に達する一方、メダンとバンドンではそれぞれ 20%、18%であるとされている。同報告ではまた、東ジャカルタ市の Pramuka Market が周知の偽造薬物の供給源であると特定されている³⁷。

1.3.2 経路

模倣品が市場に流通する経路は、輸入及びインドネシア国内での生産がある。JETRO に寄せられる相談・情報によると、輸入時には模倣品の形態をとっていないが、輸入後にインドネシア国内で製品及びパッケージに商標等を付した後に市場に流通する形態もある。

1.3.2.1 輸入品

インドネシアが陸路上、国境を接しているのはマレーシア、パプアニューギニア、東ティモールであり、一方、インドネシアとシンガポール、オーストラリア、フィリピン、及び多くの島嶼国とを結ぶ海上ルートも近い。17,508 もの島々を擁するインドネシアにあっては、多大な違法商品の大半が海上輸送で運び込まれている。主要侵入地点を挙げれば、以下のカテゴリとなる。

- 正規港湾 – 正規港湾は、250 箇所ある。大量の違法商品がこれらの港湾、特にジャカルタ (Tanjung Priok)、スラバヤ、バタム、パレンバン、マカッサル、メダン (Belawan) の主要港湾を通過するものとされている。
- 非正規港湾 – 非正規港湾は、数千箇所もある。2013 年現在、バタムにあった違法侵入地点は約 41 箇所、タンジュンピナンでは 54 箇所、スマトラ島東海岸には 65 箇所、つまり、リアウ／リアウ諸島州という地域のみで周知の非正規港湾が約 160 箇所もあった。

報道によると、インドネシア－東ティモール国境、カリマンタン (ボルネオ) 島のインドネシア－マレーシア国境、及びインドネシア－パプアニューギニア国境上の非正規陸上ルートを紹介した違法輸送があり、違法薬物といった、より深刻な違法商品が密輸されてインドネシア国内に流入する。但し、これらの非正規ルートは、模倣商品にはあまり使用されていないと考えられている。税関による知財国境保護システムが正規国境でも整備されていない状況で、より高まるリスクを負ってまで非正規ルートを使う必要がないとみられる。

- 自由貿易区 – インドネシアにおける自由貿易区は、バタム、ビンタン、カリムン、サバンである。この 4 地域中、違法商品が最も頻繁に発見されると考えられているのは、バタムとビンタン (タンジュンピナン) である。

³⁷ <http://www.thejakartapost.com/news/2013/04/25/indonesia-remains-a-lucrative-market-fake-drugs.html>

模倣商品がひとたびインドネシアに侵入すると、主要都市にある目的地の市場に到達するまで、多くの人々の手を渡って所有者が変わる可能性がある。摘発により拘束された模倣商品の販売業者の多くは、模倣商品は行商人を通じてインドネシアで流通していると話している。模倣商品の供給者は誰なのか、手掛かりになる書類を作ったり、役に立つ情報を提供したりできる販売業者は滅多にいない。

1.3.2.2 化粧品

インドネシア国家食品医療品監督庁（BPOM）は、2015年11月のインタビューで、模倣化粧品がインドネシアの7地域で発見された旨、述べている。その中で模倣品が最も広く出回っていたのは、中央ジャカルタのPasar Asemkaである。BPOMはまた、タンゲランにおいて、生産設備を発見した³⁸。

報道官の発言によると、模倣化粧品のほとんどが、中国、マレーシア、タイ、フィリピン、インド由来のものである。但し、海外由来と想定されても実際はタンゲラン等の地域で現地生産されている模倣品もある。

1.3.2.3 医薬品

偽造医薬品は、現地生産か、或いは輸入されることもある。その流通はPasar Pramukaといった卸売市場を介し、次にはバイク移動の行商人が、各都市に所在する薬局や薬店に品物を販売している³⁹。

1.4 傾向情報

各種業界団体・外国機関から、法律の執行の脆弱性、刑罰の軽さ、汚職、知的財産に関する意識の低さ等が指摘され、インドネシア政府の各機関の取り組みに関する改善が求められている。

1.4.1 インドネシア反模倣協会(MIAP)

2014年7月、MIAPはその調査結果の報告で、反偽造規制法に違反する事業者に対する法の執行の実施を強化するよう要求した。模倣品の需要が続き、模倣品が入手可能な現状の背景にある最大の要素の一つとして、MIAPはずさんな法執行を挙げた⁴⁰。

1.4.2 インドネシア映画製作者連盟(APROFI)

2015年6月、APROFIの会長は、海賊版はインターネットが原因で実際に増えており、海賊版は違法でモラルに反するという意識を高めることが一つの課題であると述べた⁴¹。

³⁸ <http://news.metrotvnews.com/read/2015/11/06/188224/kosmetik-palsu-marak-beredar-di-pasar-aseмка>

³⁹

<http://www.rouse.com/magazine/articles/ip-komodo-blog/the-counterfeit-medicines-landscape-in-indonesia?tag=indonesia>

⁴⁰ <http://jakartaglobe.beritasatu.com/business/indonesias-battle-bootleg-goods-genuine-economic-toll/>

⁴¹ <http://jakartaglobe.beritasatu.com/news/now-playing-indonesias-piracy-problem-takes-new-dimension-online/>

1.4.3 欧州委員会

2015年7月、欧州委員会は、第三国における知的財産権の保護及び執行に関し自ら作成した報告書を発表した。昨今の法整備の進展を受け、インドネシアは、同報告書において優先順位第2位から第3位に移ったが、依然として、その無力なガバナンス、脆弱な執行行為、汚職の継続、予測不能な／逆行的な法的判決に対する懸念が表明された⁴²。また、インドネシアの法律規則起草プロセスに関する透明性、協議の欠如、施行規則の不在についても、同報告書において懸念が示された。

同委員会は、その支援的活動のいくつかについて概略を示した。知的財産権保護に関するEU-ASEANプロジェクト、EU-インドネシアTCFプログラム、進行中のASEAN知的財産権中小企業ヘルプデスクなどがこれに含まれる。

1.4.4 英国知的財産庁(UK IPO)

2015年度中国－東南アジア反模倣品プロジェクトに関し作成した報告書において、英国知的財産庁は、税関知財国境保護システムの実施を勧告した。同報告書においては、国内の法執行に関し改善が要求され、また、汚職及び密輸問題に対応する必要性も認められた⁴³。

1.4.5 米国通商代表部(USTR)

米国通商代表部（USTR）による2015年版スペシャル301条報告書において、インドネシアは依然として、優先監視国リストに留まっている。同代表部は、インドネシアが現在進めている商標法制度及び著作権法制度の変更における進展を歓迎しているものの、未だに、インドネシアにおける知的財産権の保護と施行法との間に横たわるギャップに対して憂慮する状態にあり、より効果的な制度を求めている⁴⁴。

1.4.6 米国映画協会(MPAA)

米国映画協会（Motion Picture Association of America／MPAA）の報道担当者は2015年6月、インドネシアは強制執行を強化する必要があると述べた。同氏はまた、映画業界と当局に対し、仲介者（支払処理業者、広告ネットワーク）を説得の上、海賊版ウェブサイト運営者との取引を止めさせるよう働きかけた⁴⁵。

1.4.7 アジア有線・衛星放送協会(CASBAA)

アジア有線・衛星放送協会（CASBAA）は、2015年にインドネシアで開催したセミナーにおいて、特にインターネット著作権侵害の高まりと共に、放送に関する盗難が拡大を続けていることを強調した。CASBAAは、

⁴²

<https://oami.europa.eu/ohimportal/documents/11370/0/Report+on+the+protection+and+enforcement+of+intellectual+property+rights+in+third+countries>

⁴³

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/482650/China-ASEAN_Anti-Counterfeiting_Project_Report.pdf

⁴⁴ <https://ustr.gov/sites/default/files/2015-Special-301-Report-FINAL.pdf>

⁴⁵ <http://jakartaglobe.beritasatu.com/news/now-playing-indonesias-piracy-problem-takes-new-dimension-online/>

業界と規制当局間の連携を強め、強制執行及び法制度を最新の回避行動／著作権侵害技術に対応した最新の状態に確保することを求めた⁴⁶。

1.4.8 インドネシア外資系製薬団体(IPMG)

インドネシア外資系製薬団体（International Pharmaceutical Manufacturers Group／IPMG）は、ウェブサイトにおいて、インドネシアは、偽造薬物に対する強制執行を充分に行っていないと述べている。同団体は、処罰の軽さ、強制執行の不適切さを問題視し、強い対応が必要としている。同団体は、政府と各機関がこれらの問題に、透明性を備えた関係、活発な協議が常態の関係で対処するよう、両者にパートナーシップの強化を求めた⁴⁷。

1.4.9 米国研究製薬工業協会(PHRMA)

米国研究製薬工業協会（Pharmaceutical Research and Manufacturers of America／PHRMA）は、2013年度対米通商代表部301意見陳述における全国キャンペーンに関する政府の取り組みのため、刑罰の加重、協力の推進、予算の拡大を求めた⁴⁸。

1.4.10 バイオテクノロジー産業機構(BIO)

バイオテクノロジー産業機構（Biotechnology Industry Organization／BIO）は、対米通商代表部意見陳述において、知的財産権の強制に際して、特に裁判所及び法執行機関におけるより一層の専門知識、資金の必要性を示した。同機構はまた、汚職を問題視し、国際的監視の強化、教育の充実化、知的財産権に関する税関の執行の改善を求めた⁴⁹。

2. 模倣対策・概論

国家機関による取締件数は減少傾向にあり、裁判所の訴訟取扱い案件は増加傾向にある。

2.1 知的財産権侵害関連機関と権限の整理

⁴⁶ <http://apmi.or.id/news/detail/34/casbaa-seminar-indonesia-in-view.html>

⁴⁷ <http://www.ipmg-online.com/index.php?modul=issues&cat=icounterfeit&lang=eng>

⁴⁸ <http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2012-0022-0030>

⁴⁹ <http://www.regulations.gov/#!documentDetail;D=USTR-2012-0022-0028>

(縦軸：当局名 横軸：行政摘発、民事裁判、刑事裁判、差押え)

	行政摘発	民事裁判	刑事裁判	差押え
知財総局	×	×	オンライン著作権侵害、知的財産権侵害	×
国家警察	×	×	知的財産権侵害	×
商務裁判所	×	特許・商標・意匠・著作権・IC回路設計デザインに関する案件に管轄を有する	×	○ 実例は、1件あるが、取り消される。
地裁	×	営業秘密、種苗に関する侵害に管轄を有する	○	○

2.2 各機関の取締実績

案件件数 2011 - 2015 ⁵⁰				
	知財総局 ⁵¹	国家警察 ^{52,53}	商事裁判所	最高裁判所 ⁵⁴
2011年	34件	-	-	-
2012年	37件	知財案件 207件 & 87 光ディスクケース	59件	-
2013年	19件	266件& 137 光ディスクケース	110件	30件
2014年	9件	98件& 23 光ディスクケース	102件	65件
2015年			106件	61件

※ 裁判所のオンラインデータベースは、比較的新しいものに限られ、一部の情報は収録されていない。

⁵⁰

http://www.aisi.or.id/fileadmin/user_upload/IP_LAW_ENFORCEMENT_ISSUES_IN_INDONESIA_FROM_A_PRACTICAL_PERSPECTIVE.PDF

⁵¹ http://ebook.dgip.go.id/webGISKI/statistik_page.php

⁵² <http://ipkomododragon.blogspot.com/2014/11/state-of-enforcement-and-new-indonesian.html>

⁵³

http://apaa2014.com/download/meeting_material/anti_counterfeiting_committee/INDONESIA%20Anti%20Counterfeit%20Country%20Report.pdf

⁵⁴

<http://kepaniteraan.mahkamahagung.go.id/perkara/index.php?txtRegister=hki&txtPengadilan=&txtPihak=&txtJenisPerkara=&txtSuratPengantar=&txtPutusanGuid=&cmdSearch=Cari&page=8&offset=20&=&>

2.3 直近3年間程度での規定の改正・通知等の要点

2014年に著作権法が改正された。著作権案件に関して非親告罪から親告罪に変更されたこと、侵害罪の成立要件に「悪意」が削除されたこと、告発があると全ての案件に関して捜査を行うことが必要となったこと等である。

捜査・紛争解決局は3つの下部組織で構成されている。

1. 通報・文民捜査官管理課
この課には2つの班がある。通報受理班、文民審査官管理・記録班
2. 捜査・監視課
この課には2つの班がある。捜査班、監視・物的証拠班
3. 防止・紛争解決課
この課には2つの班がある。防止班、代替紛争解決班。

文民捜査官（Penyidik Pegawai Negeri Sipil／PPNS）には調査及び知的財産権侵害の権利行使の責務が付与されている。責務は以下のとおりである。

- 知的財産権侵害刑事犯発生の通報に基づき検査を実施すること
- 知的財産権侵害の被疑者（個人又は法人）に対する検査を実施すること
- 関係者を検証すること
- 侵害に関して行政審査を行うこと
- 書面があると疑われる場所を捜査すること
- 侵害品の差押えをすること
- 捜査の実施において専門家から情報及び協力を要請すること
- 犯罪現場における対応の仕組みとして警察と連携すること

2.3.1 著作権法の改正

2014年7月改正された著作権法が発行された。主な改正は以下のとおりである。

- ・非親告罪から親告罪への変更：告発があると全ての案件に対して捜査を行わなければならない。手続に透明性及び権利者の関連性を増強すると共に、告発の取消又は質問が可能になる。
- ・侵害罪の成立要件に「悪意」を削除
- ・刑罰の刑量を変更：商業的な複製及び譲渡は、最大7年から最大4年拘禁まで減刑、50億インドネシア・ルピア（約4,550万円）から10億インドネシア・ルピア（約910万円）罰金まで減刑。しかし、海賊版の複製及び譲渡行為に処罰を規定。最大10年の拘禁・40億インドネシア・ルピア（約3,640万円）の罰金刑を設ける。ただ、どの行為が海賊版型の侵害行為に該当するのかは不明。
- ・海賊版以外の著作権ケースに仲裁を必須とする（著作権法第95条）
- ・通信・情報省（Ministry of Communication and Informatics／MCI）にオンライン上の侵害物に関するアクセス禁止権限を付与（著作権法第55条）

2.3.2 オンライン上の著作権侵害に関する削除

オンライン著作権侵害には、知財総局に通告書を提出することができる。知財総局はその内容を審査し、情報・通信省（MCI）にその侵害したコンテンツの全部又は一部を削除、あるいはアクセス禁止を要求する。2015年7月に実行され、2015年末まで映画・音楽コンテンツの44サイトが削除・アクセス禁止処分された。

2.3.3 文民捜査官(PPNS)の変更 (2015年)

2.3.3.1 名称の変更

2015年6月、知的財産権総局（Directorate General of Intellectual Property Rights、インドネシア語では“Direktorat Jenderal Hak Kekayaan Intelektual – DJHKI / DGIPR”）は、正式に、その名称を、知的財産総局（Directorate General of Intellectual Property、インドネシア語では“Direktorat Jenderal Kekayaan Intelektual – DJKI / DGIP”）に変更した⁵⁵。

2.3.3.3 著作権事件に関する調停手続

当該の法令によって新たな調停手続が導入され、調停を要求する新著作権法第95条に従って、海賊版事件を除く著作権事件のすべてについて義務付けられた。これが商標にも適用されるかどうかは、新商標法の法案が施行されていない現段階では明らかではない。

2.3.3.4 著作権侵害に対するオンライン上の闘い

2015年7月の同日、法務・人権省（Minister of Law and Human Rights）及び通信情報省（MCI）は、著作権侵害に対するオンライン上の闘いを目的として共同規則を公表した。この規則とは、著作権及び関連権を侵害するオンライン上のコンテンツをアクセス不能とするための著作権に関する2014年法律第28号の施行規則である⁵⁶。政府は、2015年の終わりまでに、著作権侵害を構成する物的要素を含むおおよそ44件のウェブサイトに対するアクセスをブロックした^{57, 58}。

2.3.4 幹部 – 昇進／再任、配置転換

2015年9月1日、インドネシアの法務・人権省は、同省の95職位に関する昇進／再任、配置転換について発表した。この人事には、以下の通り、知財総局4幹部の任命も含まれる。

⁵⁵ <http://www.dgip.go.id/>

⁵⁶ ウェブサイトブロッキングに関する共同規則（2015年規則第14号、2015年第26号）。当該共同規則は、2015年7月2日に導入された。この規則は、電子システム上で著作権および関連権を侵害するコンテンツのブロッキングおよび／または当該コンテンツに対するユーザーアクセスのブロッキングのための法務・人権省－通信情報省（MoLHR-MCI）共同規則として、大まかに書き換えられたものである。

⁵⁷ http://kabar24.bisnis.com/read/20151123/15/494980/ini-22-situs-musik-ilegal-yang-ditutup-kominfo_

⁵⁸

<http://humas.dgip.go.id/press-release-menteri-hukum-dan-ham-terkait-penutupan-situskonten-internet-pelanggaran-hak-cipta/>

1.	商標・地理的表示 (GI) 局長: Fathlurachman, S.H., M.M. (former TM Director and also Director of Investigation)
2.	特許・半導体回路配置・営業秘密局長: Dr. Dra. Erni Widhyastari, Apt., M.Si. (former Patent examiner)
3.	知財情報技術 (IT) 局長: Drs. Yasmon, MLS.
4.	捜査・紛争解決局長 (PPNS): Salmon Pardede, S.H. M.H. (former Head of Legal Division, Design)

2.3.5 オンラインでの商標更新申請

2015年9月28日、知財総局は、「登録商標更新オンライン出願」の運用を開始した。このオンライン出願によって、商標権者は、商標局に直接出向く必要なく、リアルタイムで商標更新の申請が可能となったため、商標更新出願プロセスの早期化が期待されている。しかも、財務省 (Ministry of Finance) のシステムに44銀行が統合されたため、その内の一つを介した料金納付も可能になった⁵⁹。

2011年から2016年の間に知財総局が構築した知財手続の自動化及び記録システムには以下のものがある。

⁵⁹ <http://www.dgip.go.id/images/adelch-images/pdf/files/panduan-perpanjangan-merek.pdf>

年	事項
2011	知的財産自動化システム(IPAS)の開発 意匠及び著作権書面の電子化
2012	商標 IPAS (2012 年 8 月 1 日) 商標書面の電子化
2013	意匠 IPAS (2013 年 5 月 27 日) 特許 IPAS (2013 年 10 月 7 日) 特許書面の電子化
2014	電子出願システムの構築 電子著作権手続の構築 特許年金システムの統合 電子データによる現状提示 WIP 事案のアクセス官庁として参加
2015 年	商標拡張の構築 電子著作権手続の開始 SIMPONI 経由の支払いシステムの統合 PNBP クレジットシステムの統合 WIPO グローバルブランド上の商標データ IPAS への電子データローディング
2016 年	電子出願 SIMPONI を統合した DJKI のスタート IPAS 及びマドリッドシステムの回復 WIPO 事案への参加 BPR プロジェクト データクレンジング

2.3.6 税関による統制 (2012 年)

2013 年 7 月商標権などの侵害が疑われる輸出入品に対する権利者の申請に基づく一時差止め命令に関する規則、及び、特許権などの知的財産権侵害に対する権利者の申請に基づく仮処分決定に関する規則を制定

暫定的措置に関する最高裁規則が、2012 年 7 月 30 日に公表された。これは、国境における通関停止を税関に認める裁判所命令に関する規則を定めるものである。

輸入阻止の申請は、地方商務裁判所に提出する必要がある。迅速な証言聴取手続と決定が提供されており、手続自体は比較的明確と見られる。裁判所は、非常に迅速な形で証言聴取を設定し、事件について更に十分な聴取を行うため、10 日間の一時的留置を命令することができる。但し、現時点では、記録システム

が存在せず、また、一方的差押えも行うことができない。

一時留置を維持するためには、知的財産権利者は、侵害に関する民事訴訟自体を完全に提起しなければならない。インドネシアにおいて法的経費を回復するのは不可能であることを考慮すれば、大抵の場合、差押えの費用は負担が過大ということになる。

差押えに関する費用は、現金又は銀行保証により申請人が負担しなければならない。差押え命令が付与された場合、商品の価値と同額の保証品の支払いが必要となる。規則にはまた、輸入委託品の詳細で明確な情報の提供が必須であると記載されている。模倣品の発送の場合、通常、こうした情報の取得は非常に難しい。

2014 年末から 2015 年初頭にかけて、インドネシアの税関総局（Directorate General Customs & Excise）は、2012 年の暫定措置に準拠する施行規則の素案を作成した。一連の規則の素案は現在、長官による検討のため財務省（Ministry of Finance）にあり、その完了時期については未定である。初公開は、2016 年中と見込まれている。

2.4 民事訴訟手続と刑事訴訟手続の比較

下記の表は民事訴訟と刑事訴訟の手続の特徴、費用、効果、所要期間、メリット・デメリットを示したものである。民事訴訟手続は裁判所事件の解決が早い、裁判の手続及び指針が確立されていないことから不当な判決を得る可能性もある。刑事訴訟手続は政府機関のリソースの不足等から調査・捜査執行上の問題があり、一般に権利者の十分な協力が必要である。

	民事訴訟（手続）	刑事訴訟（手続）
手続	登録及び召喚 (i) 原告が商務裁判所書記局に訴訟を登録。 (ii) 裁判所が訴状副本を被告に送付。 (iii) 第一回審尋のため裁判所に出頭するよう裁判所が両当事者を呼び出し。 調停 (iv) 調停手続のため、調停人を選定するよう裁判官が両当事者に命令。 (v) 調停手続による紛争解決が不首尾に終わった場合、事件は裁判所に戻る（民事の場合これが一般的であるが、知的財産権事件の	告訴状の提出 特許、意匠、商標及び著作権侵害は、告訴によって成り立つ犯罪であるため、権利者は、正式な告訴状を知財総局の文民捜査官（PPNS）又は国家警察のいずれかに提出する必要がある。知財総局に関しては、新著作権法の下で、現在、告訴提出に先立つ調停が必要条件となっている（刑事訴訟の対象となる海賊版事件は例外）。 予備調査 知財事件は、告訴によって成り立つ犯罪であるため、知財総局の文民捜査官（PPNS）

	<p>場合、若干異なる。)</p> <p>答弁及び反対答弁</p> <p>(vi) 原告の請求に対し、被告が答弁を提出。</p> <p>(vii) 被告答弁を受領後、それに応じて原告が答弁を提出。</p> <p>(viii) 原告答弁を受領後、被告が反対答弁においてそれに応答。</p> <p>証拠提出及び審理</p> <p>(ix) 原告が当該請求の主張を裏付ける証人及び鑑定人を含め、関連の証拠を提出。</p> <p>(x) 被告に証拠書類又は証人の宣誓証言による反論の機会が与えられる。</p> <p>最終弁論および判決</p> <p>(xi) 当事者各々が最終弁論を提出。</p> <p>(xii) 裁判所が判決を下し、最終審問において当該判決を公表。</p> <p>判決破棄 (Cassation) 及び判決見直しを求める上告 (Reconsideration Appeal)</p> <p>裁判所判決に対する異議申立は、最高裁判所に対する上告 (判決破棄) として提起する必要がある。破棄上告レベルにおける最高裁判所判決は、最終的かつ拘束力のあるものとなる。敗訴側は、特別な法的救済を受け、判決見直しを求める上告を最高裁判所に提起することができる可能性がある。</p>	<p>又は国家警察が予備調査を実施する必要がある。この段階の調査は、事由が犯罪の範疇に該当し得るか否か、その判断を下すことが目的である。</p> <p>捜査</p> <p>真の侵害者を明らかにするための証拠を探して収集し、証人による宣誓証言から容疑者の居場所を特定し、関連の証拠を収集するため、捜査が行われる。この段階では、侵害の証拠の確保を目的として、摘発が関わってくることもある。</p> <p>起訴</p> <p>検察庁長官は、犯罪が行われた場所の地方裁判所に、その犯罪に対する起訴状 (dakwaan) を提出、当該裁判所では、法廷審問において裁判官による審理が行われ、判決が下される。</p> <p>法廷審問</p> <p>地方裁判所裁判官は、検察庁長官による起訴状を受領し、審理の上、刑事責任を含めて判決を下す。</p>
費用	<p>商務裁判所に対する民事請求提起に先立ち、原告は事務手続費／登録費として、約 2,522 万 2,000 インドネシア・ルピア (2015 年 12 月 30 日時点で US\$183 ドル以内) を商務裁判所に前納しなければならない。最高裁判所に上告するには、720 万インドネシア・ルピア</p>	<p>刑事訴追に関する費用に対応する法律規定はない。文民捜査官 (PPNS) / 国家警察では、資金不足が常態化しており、捜査を前進させるため権利者は通常、運営費用の負担を期待される。この運営上の支援は注意深く、かつ透明性をもって管理する必</p>

	<p>(2016年1月付～US\$516)、再審を請求するには、1,225万インドネシア・ルピア(2016年1月付～US\$877.5)の手数料が発生する。</p> <p>インドネシアの裁判所は、民事訴訟手続において費用裁定を行っておらず、民事訴訟法も同手続を認めていない。当事者それぞれが、自らの弁護士費用に関する責任を持つことになる。</p>	<p>要がある。インドネシアでは依然として、汚職が極めて甚大な問題だからである。</p>
効果	<p>民事裁判は、実際的な理由で摘発が困難な場合、或いはブランドオーナーが将来にわたって一連の行動／侵害を禁じる判決を求める場合(これは摘発では実現し得ないことである)、権利行使戦略の一部として適切な場合がある。</p> <p>民事訴訟で成功を収めれば、その判決は、将来的に侵害者と取引する際にもまた抑止力としての価値を持つ。例えば、侵害者に対する警告書において、権利者が成功を収めた判決に言及することもできる。</p>	<p>摘発が終了すると、形式的には刑事訴追が続くこととなっているが、大抵の場合、不首尾に終わる。インドネシア刑事制度の脆弱性については、米国通商代表部による年度別301条報告書のインドネシアに関する記載に詳しい説明がある。</p> <p>摘発行動の後に、商品の破壊、公の謝罪、適切なマスコミ報道が続き迅速な解決に持ち込めれば、成功である。非常に稀な例で、訴追につながる場合もあるが、やはり金銭的損害は回収できない。</p>
所要期間	<p>特許法の下では、侵害事件はその提出日から180日以内に完了させる必要がある。意匠、商標、著作権の侵害事件では90日以内の完了が必要だが、30日の期間延長が可能である。これと同じタイムラインが最高裁判所に対する上告にも適用されるが、但し、この場合、期間延長は可能ではない。</p>	<p>国家警察又は知財総局の文民捜査官(PPNS)による調査(又は捜査)の実施について規定される期限はない。但し、容疑者を裁判まで拘留するに際しては期間の制限がある。逃避可能性のリスクを回避しようと思うと、この制限が、調査(又は捜査)及び法廷審問のタイムフレームに影響を及ぼすことになる。</p>
長所・短所	<p>裁判所事件は解決が早い。－ 手続を発して3、4ヶ月で判決が下る。(よって仮／予備的差止め命令にはあまり価値がない。) 原告は以下の救済を請求できる：</p>	<p>インドネシアにおいて知的財産権に関する刑事執行を透明性をもって効果的に行う難しさは相変わらず継続している。知財総局及び警察が行う摘発の実数は、近年も減り続</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 登録商標又は著作権が侵害された旨の宣言 ● 侵害製品販売に対する終局的差止め命令、並びに ● 損害賠償金 <p>但し、以下の点に注意が必要：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 裁判所において、損害裁定の指針が確立されておらず、裁判官が思い付きで判決を下すことが時折みられる。 ● 損害賠償金裁定の強制が困難であり、被告が失踪するか、金がないと申し立てることも多い。 ● 裁判前の証拠開示手続がない。侵害品の出所に関する開示命令は申請できるが、これに関する原則が確立されていないため、裁判所が拒否することがある。裁判所としては、そういった命令が発せられた事実はない。 ● 今のところ、インドネシアにおける法的費用の回復は、不可能である。 	<p>けている。</p> <p>経験不足と汚職は依然として問題である。摘発担当の政府職員は概して非公式な支払いを期待し、出来高（実入り）が低いか、ターゲットが小者と分かった事件処理の拒否は常態化した事実である。事件を進める場合もあるが、後に成立しない結果に終わる。但し、ジャカルタや他の主要都市を外れる地域では、警察との連携による成功例も存在する。</p> <p>また、事件が訴追段階に入る保証はない。また、これまでに侵害者に課された処罰が低い（1年から3年程度）。</p>
--	---	---

3. 行政取締実務

3.1 知財総局による取締

2010年12月31日 Organization and Procedure of the Ministry of Law and Human Rights に関する Minister of Law and Human Rights of the Republic of Indonesia No. M.HH-05.OT.01.01 year 2010 規定に基づいて、2011年3月調査局が設置され、文民捜査官（PPNS）により侵害報告に対応している。

しかし、知財総局内に文民捜査官が設けられたにも関わらず、その限られた人的又は物的資源のために、今までのその影響力は限定的である。これまで、同組織により、毎年30件未満の案件が処理された。これは、インドネシアの国の規模を考慮すると、極めて少ない。

知財総局の取締案件（分野別）⁶⁰

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
著作権	2	4	3	5	1
特許	0	2	0	1	0
商標	26	25	14	10	6
工業意匠	6	3	0	1	2
合計	34	34	17	17	9

※上記、数値は、各機関の取締実績の数値とは異なるが、情報元が異なる。

また、限られた予算で運用されるので、ジャカルタ外で権限を行使するのは限界がある。今まで取締が実施された地域は、46件のジャカルタが最も多く、次に16件の西ジャワで、圧倒的にジャカルタの案件に集中している。

⁶⁰ Directorate General of Intellectual Property, *Peta Data Penyidikan 2010 – 2015*, <http://www.dgip.go.id/penyidikan>.

知財総局の実施地域 2011-2015⁶¹

No.	地方	案件数
1	ジャカルタ特別州	46
2	西ジャワ州	16
3	バンテン州	13
4	東ジャワ州	10
5	バリ州	5
6	リアウ諸島州	4
7	ジョクジャカルタ特別州	3
8	南スラウェシ州	3
9	北スマトラ州	2
10	ランブン州	2
11	北スラウェシ州	2
12	西スラウェシ州	2
13	パプア州	2
14	西スマトラ州	1
15	南スマトラ州	1
16	中部ジャワ州	1
17	西ヌサトゥンガラ州	1
18	中部カリマンタン州	1
19	南カリマンタン州	1
20	南東スラウェシ州	1

ただし、2011年－2012年の調査結果からすると、全体72件の中、証拠なしで終結したのは、2件のみであり、クレームの大半が捜査されていることがわかる。請求取り下げは、当事者間で協議が成立して終結した案件であると考えられる。

⁶¹ Directorate General of Intellectual Property, *Peta Data Penyidikan 2010 – 2015*, <http://www.dgip.go.id/penyidikan>.

IP (Intellectual Property) 侵害に関する統計レポート (2011 年 - 2012 年) ⁶²

IP 侵害	捜査	証拠なし	検察官への捜査開始通知	請求取り下げ	合計
著作権	2	1	1	3	7
商標	19	1	4	17	41
意匠	2	-	1	7	10
特許	1	-	1	-	2
合計	24 (33%)	2 (3%)	7(10%)	27(38%)	72

2015 年 7 月、知財総局は、知財事件の取り扱いに関する法令を発した。当該法令は、知財総局の強制執行チーム（文民捜査官／PPNS）が不服申立書を管理及び処理する方法を義務付けている。

この法令は、内部手続をより詳細に説明するものである。この法令により、文民捜査官（PPNS）は、警察を伴わずに摘発を実施し、押収を行うことが可能となったが、現実には、文民捜査官（PPNS）は、警護及び援護のため、警察の力を借りたいとみられている。法令においては、タイムラインに関する勧告及び義務付けが言及されていないため、遅延は続く可能性がある。

8 月に知財総局は、知財に関する不服申立を提出するための新たなセクションを自らのウェブサイトを導入した。フォームは、以下の 2 種がある。

- a. 不服申立総合フォーム⁶³（著作権、意匠、半導体集積装置の回路配置、企業秘密、特許及び商標用）及び
- b. ウェブサイト不服申立フォーム⁶⁴（オンライン上の著作権問題 - 映画、音楽、出版物、ソフトウェア及びその他用）

権利者又は市民は、知的財産権侵害の証拠を入手している場合、これらのフォームを使用して、オンラインを通して直接知財総局に不服申立書を提出することができる。

3.2 警察による取締

特別犯罪捜査局特別班（Specialized unit of the Directorate of Special Criminal Detectives）が知的財産権侵害を取り扱う。捜査に関する法定期限がないので、12 ヶ月も捜査が続くことも稀ではない。通常は 60 日で捜査が終結することが多い。

強制調査には、8,000 ユーロ（約 107 万円）～19,000 ユーロ（約 255 万円）程度の費用がかかる

⁶² Source: Directorate of Investigation, Directorate General of IPR, January 2013

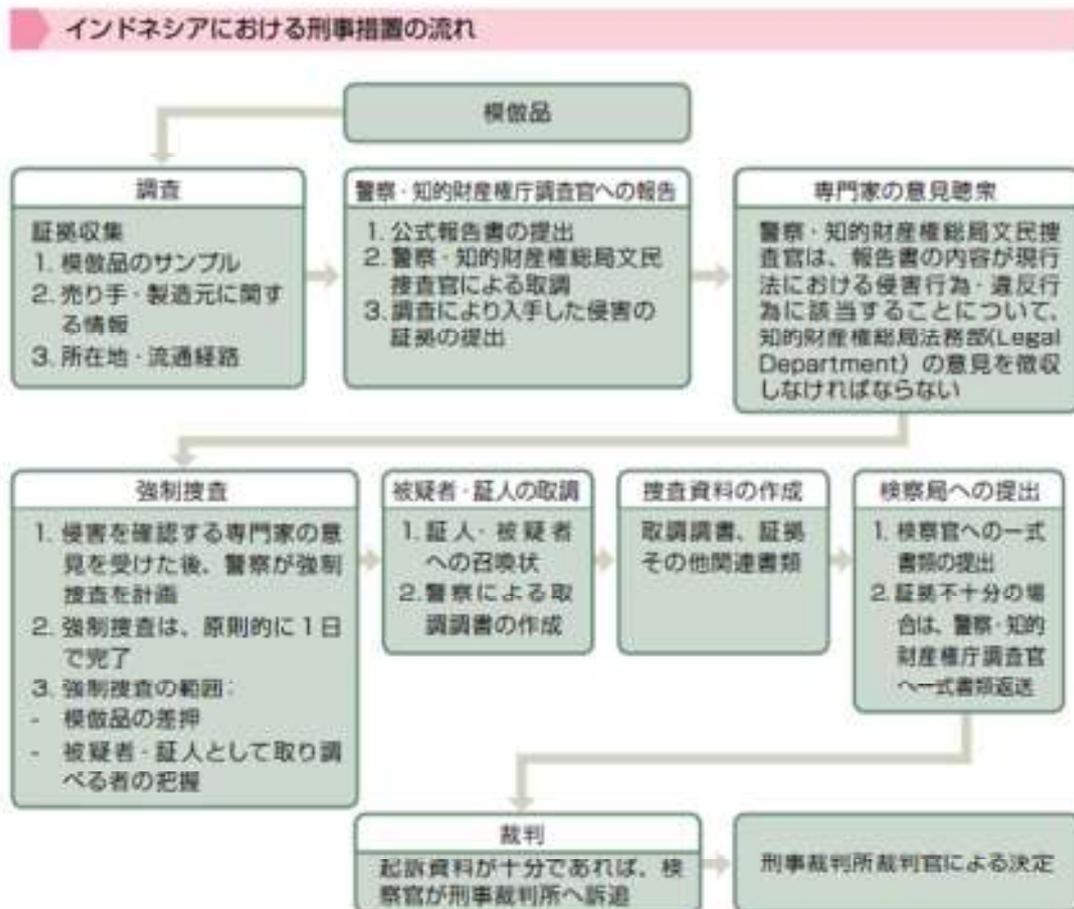
⁶³ <http://efiling-hki.dgip.go.id/pengaduan/pengisian-formulir/formulir-pengaduan/>

⁶⁴ <http://efiling-hki.dgip.go.id/pengaduan/pengisian-formulir/formulir-pelaporan-website/>

といわれる。

強制調査後、権利所有者は、侵害品の廃棄、協議書に署名、侵害者による公の謝罪（費用は侵害者負担）、損害額に関する協議に至ることが頻繁にある。

3.2.1. 手続フロー



(出所元：JETRO アセアン・インド知的財産ハンドブック)

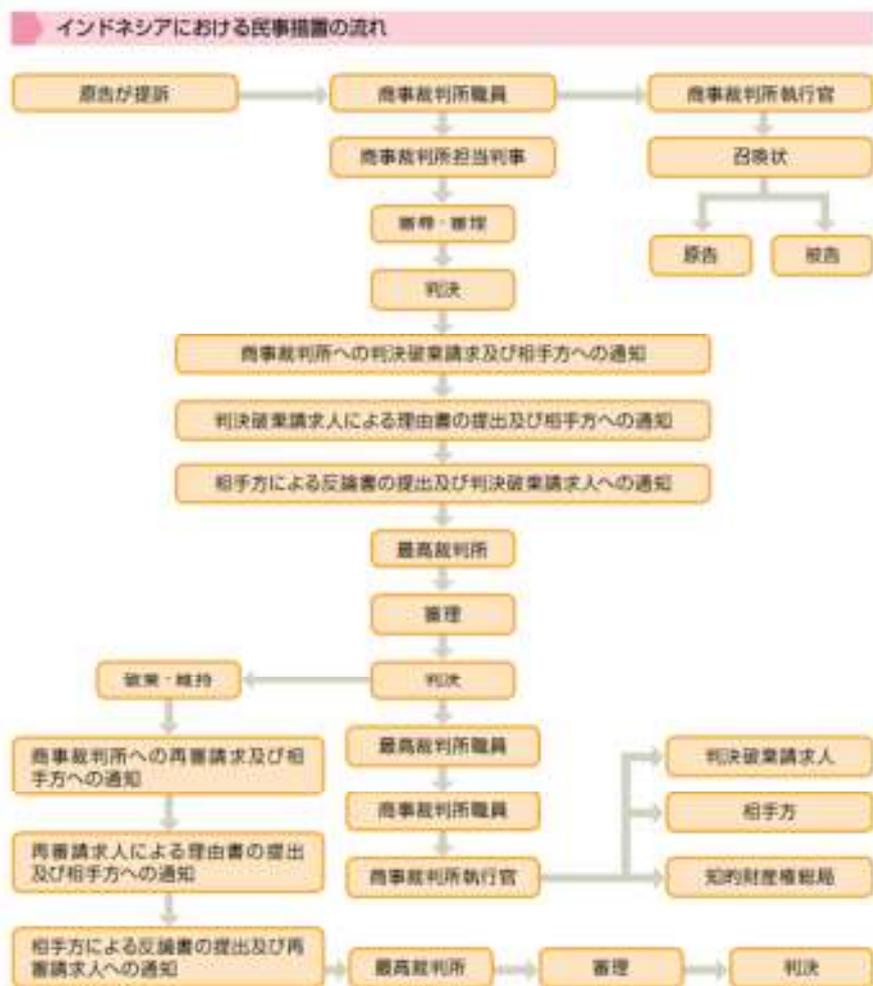
3.2.2 実務上の留意点

理論的には、使用可能な刑事実行のシステムがあり、場合によっては、警察による刑事強制調査が成功裏に実施されることがある。しかし、実際上は、刑事実行は、警察手続の透明性の不足のような様々な要因により、難しい場合がある。数々の案件では、悪名高い海賊版市場において、個人の安全に関する配慮のために、実行が不可能である。従って、問題が深刻になる前に、早急に侵害に対応することが重要である。費用が高額となるため、強制調査は、権利者が通常的手段として必ずしも取る必要はないが、強制調査が実施された際にターゲットは最大限の注目度を集めるため、手段として確保しておくべきである。事案が注目されること

は、犯罪予防の効果をもたらすために重要である。また、大半の案件で、強制調査は、追加的な措置なしで、被疑者からの侵害品の押収で簡単に成功裏に終了することが多い。

4. 司法対策実務

4.1 手続フロー



(出所元：JETRO アセアン・インド知的財産ハンドブック)

4.2 実務上の留意点

訴訟に関しては費用と効果を検討し、保護する権利ごとに有効性を考慮して民事訴訟手続と刑事訴訟手続を使い分けることが重要である。

4.2.1. 民事訴訟

インドネシアの裁判所は特許権侵害・無効に関して経験が少ないため、他国の判決例を提供することは有効である。(外国企業の場合、同じ侵害問題が同時に発生すると、インドネシアで最初の裁判を起こすのを

嫌うことが多い。)

損害の算定に関する規定が存在しないため、裁判所によって適用される明確な方法がない。

商務裁判所に民事訴訟を提起すると、通常 6 ヶ月以内に判決が下される。

刑事強制調査の改正に関わらず、特定の侵害問題を解決するには、一般に民事手続よりも強制調査が効果的である。また、民事訴訟は、刑事強制調査を行うよりも費用が大幅にかかる。民事訴訟は、特に商標権又は著作権侵害の際、あまり選好される手段ではない。このような場合、知的財産権利者は、侵害を中止させるため、刑事強制調査に頼り、その後、訴訟を起こさないことの反対給付として協議する。これは、過度に高額となる民事訴訟に比べ、より費用面で有効な手段である。しかし、特許権侵害の場合、かかる問題が複雑なため、民事訴訟が有効である。

4.2.2. 刑事訴訟

管轄は、被疑者の住所地の地方裁判所となる。知的財産の係争案件に関する経験が少ないので、判決の予想が困難である。有罪判決が下りても、犯罪者は執行猶予、又は低価格の罰金になる。なお、汚職があるので、刑事訴訟を提起することはまだ難しいところがある。なので、警察により、合議を取るよう進められることが多い⁶⁵。

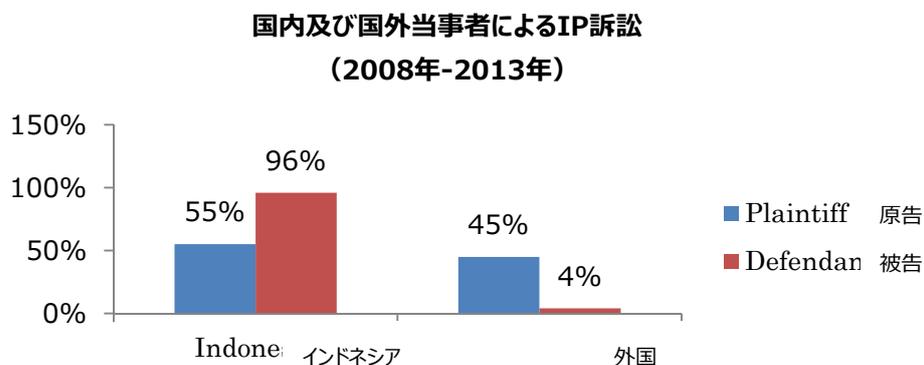
4.3 商務裁判所における知的財産訴訟の件数

	2012 年	2013 年	2014 年	2015 年
中央商務裁判所 (Jakarta) http://sipp.pn-jakartapusat.go.id/	商標 53 件 特許 1 件 著作権 5 件	商標 92 件 特許 1 件 著作権 6 件	商標 75 件 特許 6 件 著作権 2 件	商標 54 件 特許 2 件 著作権 1 件
スラバヤ商務裁判所 (Surabaya) http://sipp.pn-surabayakota.go.id/	オンライン記 録なし	商標 8 件	商標 6 件 著作権 4 件	商標 5 件 著作権 4 件
メダン商務裁判所 (Medan) http://www.pn-medankota.go.id/sipp-pn/	オンライン記 録なし	商標 1 件	商標 7 件	商標 2 件
スマラン商務裁判所 (Semarang) http://sipp.pn-semarangkota.go.id/	オンライン記 録なし	商標 1 件 著作権 1 件	商標 2 件	著作権 2 件
マカッサル商務裁判所 (Makassar) http://sipp.pn-makassar.go.id/	オンライン記 録なし	オンライン記 録なし	オンライン記 録なし	オンライン記 録なし

⁶⁵ Anti-counterfeiting 2010

4.3.1 外国 vs 国内当事者⁶⁶

2014年度インドネシアのIP訴訟に関する研究によると、2008-2013の間、533件のIP訴訟が発生し、クレームの45%は外国人により、残りの55%はインドネシア人により登録された。一方、被告の96%はインドネシア人であり、4%のみが外国の被告であった。



外国原告の中で、アメリカと日本はそれぞれ47件、45件で、上位1,2位を占めている。次いで21件で中国、ドイツとイギリスが16件を占める。外国被告に関しては、シンガポールが合計8件でトップであり、次いで日本とアメリカがそれぞれ5件、3件である。調査された訴訟に基づいて裁判所に提出されたIP訴訟の種類は以下の表である。

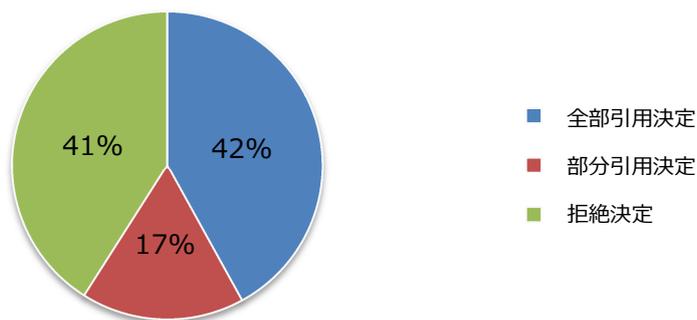
種類	国内原告にかかる案件				外国原告にかかる案件			
	商標	著作権	意匠	特許	商標	著作権	意匠	特許
取消	203	6	4	9	114	29	37	11
侵害	41	8	1	1	48	15	3	1
削除	9	0	0	n/a	18	0	0	0

⁶⁶ JICA Consultancy Work for Survey on Recent Court Cases regarding Trademark, Patent, Industrial Design and Copyright in Indonesia and Development of Curriculum and Materials for Training, Interim Report, 25th February 2014.

4.3.2 判決と控訴

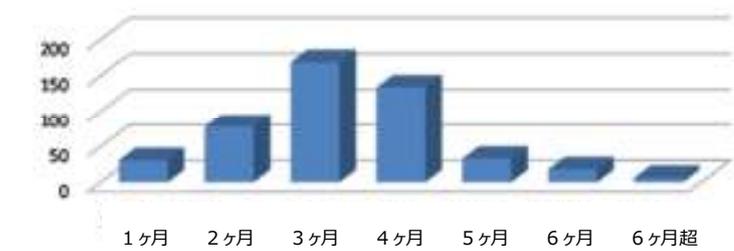
調査された 533 件の中で、全部引用決定は 42%で、41%の拒絶決定とほぼ同じ比率である。残りの 17%は部分引用決定された。

商事裁判所の判決の割合



結果に承服できない当事者は、最高裁判所に上告される。533 件の中、ただ 167 件が上告され、また 28 件が再審(reconsideration appeal)請求された。

IP 裁判の所要期間に関しては、1 ヶ月から 6 ヶ月まで様々である。169 件が 4 ヶ月かかっている一方、判決まで平均時間は 3 ヶ月である。商務裁判所における第 1 審理から判決までの所要期間は以下のとおりである。



4.4 主要判例

特許に関する 2 件、意匠に関する 2 件、商標に関する 3 件を下記に紹介する。

4.4.1 特許

4.4.1.1 DJAKA AGUSTINA

商務裁判所判決：第 53/Paten/2012/ PN.Niaga.Jkt.Pst 号

上告判決：第 295 K/ Pdt.Sus-HaKI/2013 号

判決見直しを求める上告：第 25 PK/Pdt.Sus-HKI/2015 号

原告：DJAKA AGUSTINA

被告：TAN SURYANTO JAYA（判決見直しを求める上告における上告人）

結果：棄却

出典：⁶⁷

原告は、2009 年以來、中国の会社からバスタブを輸入販売している。2012 年、原告は、被告の意匠登録第 ID0026208-D 号及び第 ID0026209-D 号のほか、簡易特許登録第 ID5001118 号（名称：“Bak Mandi Plastik”/「プラスチック浴槽」）に基づき、取引活動を停止せよとの警告書を被告から受け取った。

原告はそこで、被告の簡易特許登録の取消しを目的として訴訟を提起した。原告の主張は、当該製品は 2010 年の被告の特許出願に先立ち、原告が既に市場に出しており、当該発明は新規性を欠いていたため、当該登録は付与されるべきではなかったという趣旨である。

他方、被告は、自社製品は被告が中国の会社と契約を結んで、自社製品用の金型を作成させた結果できたものであるとの反訴を行った。

中央ジャカルタ商務裁判所（the Central Jakarta Commercial Court）は、原告の請求、被告の反訴の両方を棄却することを決め、両当事者は最高裁判所に上告した。

最高裁判所は、被告の上告を棄却する一方で、以下の原告の請求を認めた。

- 原告には特許出願を行うに足る十分な法的地位がある旨、宣言すること。
- 被告の簡易特許登録が新規性を欠くことを宣言すること。
- 被告の簡易特許登録の取消しを宣言すること。

被告は、判決見直しを求める上告を提起したが、最高裁判所は、上告判決の支持を決定した。

⁶⁷ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/8847c99b7b5c97c6d86b679fae275d8c>

4.4.1.2 JUSMAN HUSEN

判決見直しを求める上告の判決： 第 54 PK/PDT.SUS/2009 号

上告判決： 第 462 K/PDT.SUS/2009 号

原告： Jusman Husen

被告： Marwanson Tjo, Tedy

出典：⁶⁸

最高裁判所による特許取消し判決は、刑事的な特許権利行使制度の誤用が孕む一つの危険性を際立たせるものである。

原告は、セキュリティドアとして使われる金属スライドゲートのために、2007 年と 2008 年、各種の意匠及び簡易特許を出願した。競合企業二社は、何件かの取消審判を請求し、2008 年、先に申請していたケースで同氏の意匠 6 件の取消に成功した。しかし、このことで競争は形を変え、猛烈な反発を生むこととなった。

2009 年、原告は、競合企業二社を相手取って刑事告訴を提起した。これに続いて同氏の特許 2 件に基づき、警察による摘発が行われた。そこで摘発を受けた被告達は、当該発明が先行技術に開示されていることを根拠として、特許取消しを申請した。被告二社は両者とも、他の沢山の人が類似の製品を販売する中、15 年間、ビジネスに携わってきた。彼らはこの事実をカタログから証明することができた。

ジャカルタ商務裁判所は当該の簡易特許 2 件を取り消した上で、原告の行動は悪意によるものであると述べた。そこで原告は、最高裁判所に 2 度上告したが、不成功に終わった。2012 年 3 月、最高裁判所は、最終的に、初回の最高裁判所委員会の判決に瑕疵はなかったと断じ、当該発明は新規のものではないと述べた。

これらのビジネスマン達が身をもって知ったように、特許の権利行使に関してインドネシアで刑事制度を採用することにはリスクがある。必ずしも落ち度がある訳ではない競合企業を打ちのめす武器として刑事制度を利用することが益々一般化してきている。

4.4.2 意匠

4.4.2.1 TAN SURYANTO JAYA

最高裁判所判決の見直しを求める上告の判決： 第 75 PK/Pdt.Sus-HKI/2014 号

最高裁判所上告判決： 第 295 K/Pdt.Sus-HaKI/2013 号

⁶⁸ <http://ipkomododragon.blogspot.co.id/2012/03/indonesia-folding-door-patent-dispute.html>

<http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/b9d7c850ddbc26721e3f4e6fecb5bfdd>

商務裁判所判決：第 02/Desain Industri/2013/PN.Niaga/Medan 号

原告： TAN SURYANTO JAYA

被告： DJAKA AGUSTINA（判決見直しを求める上告の上告人）

判決： 許可

出典： ⁶⁹

原告はプラスチック製水容器の製造業者である。同氏は2010年、2件の意匠出願を申請し（出願番号第 ID 0 026 208-D 号及び第 ID 0 026 209-D 号、物品名は"BAK MANDI PLASTIK"／「プラスチック浴槽」）、また、"BAK PENAMPUNG AIR"／「水コンテナ（水容器）」という名称の実用新案登録第 ID S0001118 号を所有している。

原告は、被告が"BAK MANDI"（「浴槽」）という名称で2011年に申請した意匠出願（第 ID 0 031 805-D 号及び第 ID 0 031 806-D 号）の取消しを目的に訴訟を提起した。原告によれば、被告による意匠は、原告自身の意匠と同一であるとのことである。

メダン商務裁判所（Medan Commercial Court）の裁判官委員会は、原告支持の判決を下した。当該の意匠が新規なものではなく、原告の意匠に類似することから、同委員会は、被告が悪意をもって自身の意匠の登録を出願したと宣言した。

被告はその後、判決見直しを求める上告を最高裁判所に提起し、決定的要素ともなり得る新たな証拠をもって嘆願を行った。その理由は特に、商務裁判所が、裁判所への召喚を適切に行えていなかったからというものである。被告は、原告が故意に被告の旧住所を記入したため、被告には抗弁の機会がなかったと主張した。それに加えて、被告はまた、原告の両方の主張についても、自らの意匠は新規であり、原告の意匠とは類似しないと主張した。

最高裁判所は、商務裁判所が被告の住所の誤りを見落としたことに同意した。裁判官委員会はまた第一審の判決を取り消し、被告を相手取って原告が行った請求のすべてを却下する旨、決定した。

⁶⁹ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/bbbdc3137778631e0031c78b78f3ed7f>

4.4.2.2 DENI JUNI PRIANTO

商務裁判所判決：第 32/DESAIN INDUSTRI/2013/PN.NIAGA.JKT.PST 号

上告判決：第 19 K/Pdt.Sus-HKI/2014 号

原告：DENI JUNI PRIANTO（上告人）

被告：INDOASIA THRIVETAMA, DJOHAN KOHAR

結果：棄却

出典：⁷⁰

原告は、結露防止のためパネルボックスを温めるヒーター製品の生産販売に携わる“PT Tiga Reksa Perdana Indonesia”という会社の役員である。原告の主張は、自身が当該製品の販売を開始したのは2009年以降のことだが、同様の製品は大量に製造されており、インドネシアではるか昔から広く流通していることである。

原告は、被告の意匠登録は、原告の会社を含めた他の企業が広く生産／販売しているものと全体的な構成が類似しているため、新規なものではないと主張した。

被告は、自らこそが当該意匠の正当な権利者であり、その権利を侵害してきたのは原告の方であるとの反訴に出た。被告によれば、原告は、被告の登録意匠にその全体的な構成が類似するヒーター製品を製造していることを自ら認めている。

前記の主張に基づき、中央ジャカルタ商務裁判所（Central Jakarta Commercial Court）は、原告の訴訟を却下し、被告による反訴の一部を許可した。被告の登録意匠に類似するとの判断が下った原告のヒーター製品については、裁判所の裁判官委員会は、原告に対しその生産及び販売の停止を命じた。

被告には市場独占の意図があり、悪意をもって当該意匠を登録したと述べ、原告は上告した。しかし、最高裁判所の裁判官委員会は、原告が自らの主張を立証し得なかったと判断し、一審判決の支持を決定した。

⁷⁰ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/73ae7a43fce83c860229976c1da2deb7>

4.4.3 商標

4.4.3.1 花王株式会社 KAO CORPORATION

商務裁判所判決：第 02/MEREK/2012/PN. NIAGA.JKT.PST 号

上告判決：590 K/ Pdt.Sus/2012 号

判決見直しを求める上告判決：127 PK/Pdt.Sus-HKI/2013 号

原告：花王株式会社（デンマーク）

被告：PT. SINTONG ABADI（判決見直しを求める上告における被上告人）

結果：許可

出典：⁷¹

原告は、2001年12月31日に延長（更新）された登録商標第496355号「BIORE」の権利者であり、当該登録は第3類の石鹼、洗顔フォーム、香料、化粧品、シャンプー、洗髪剤、ヘアケア剤を対象とするものである。一方、被告は2006年12月14日に登録された第IDM000292510号商標「BIORF」の権利者であり、当該登録の対象は第3類の化粧品、女性用・子供用のパウダー、香料／フレグランスオイル、スキンローション、シャンプー、石鹼、液体石鹼、スキンクリーム、フェースクリーム、ハンドクリーム及びボディローション、化粧用コットンパフ、毛髪用着色剤、ネイルエナメル、スティック状の消臭剤、口紅である。

原告の商標は1982年以来インドネシアで登録されている周知商標であり、その周知商標に類似する「BIORF」を被告は悪意をもって登録したと主張して、原告はジャカルタ商務裁判所に商標取消訴訟を提起した。

原告は、最高裁判所に上告の上、何とか結果を覆した。最高裁判所は、被告の「BIORF」は、原告の周知商標「BIORF」に類似し、悪意をもって登録されたものであり、従って取り消されるべきものであるとの判決を下した。

被告はその後、判決見直しを求める上告を提起し、最高裁判所の裁判官委員会は、被告の抗弁を十分検討しなかったと主張した。被告によれば、自身の登録商標は「BIORE」とは非類似であり、その事実は商標審判部の決定のみならず、商務裁判所判決が既に裏付けた通りである、というのである。

判決見直しを求める上告における裁判官委員会は、最終的に上告判決を取り消し、両商標は称呼又は音声の上で類似しないと宣言した。裁判官委員会はまた、当該2商標間に存在する唯一の類似点は、公有に属する「BIO」という語句だけであるとの判決を下した。

⁷¹ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/44fdcf6291188c6f8763c2046198a20>

4.4.3.2 PHIKO LEO PUTRA

最高裁判所判決見直しを求める上告判決：第 118 PK/Pdt.Sus-HKI/2014 号

商務裁判所判決：第 03/Pdt.Sus.Merek/2014/PN.Niaga.JKT.PST 号

原告：PHIKO LEO PUTRA

被告：ABDUL ALEX SOELYSTIO（判決見直しを求める上告・上告人）

判決：許可

関連事件：ABDUL ALEX SOELYSTIO vs PAIMIN HALIM (Abdul Won)

出典：⁷²

最高裁判所判決見直しを求める上告判決：第 179 PK/Pdt.Sus/ 2012 号：[_](#)

最高裁判所は、インドネシアにおける商標登録第 IDM000305714 号「KOPITIAM」を対象とした別件の取消訴訟において、被告人による、判決見直しを求める上告を許可していた。

原告は、2013 年 9 月、第 43 類の「カフェ及びレストラン」について、「Lau's Kopitiam」に関する登録出願を行った（出願第 J002013043616 号）。原告は、「KOPITIAM」は公有に属すべきものであるため、被告が有する「KOPITIAM」商標の登録は、取り消されるべきであると主張した。

「KOPITIAM」は、二つの品質表示語、すなわち「KOPI」（インドネシア語で「コーヒー」）と「TIAM」（中国福建語の方言で「店」）を組み合わせた語句である。これは特に海南省を出自とする華僑がコーヒーショップ事業を行う時に広く使われる言葉の組み合わせであると原告は主張している。

ジャカルタ商務裁判所の裁判官委員会は、原告の訴えを退けた。

この判決に基づき、被告は反訴上告を提起した。被告の主張は、原告による「Lau's Kopitiam」カフェ及びレストランの営業は、被告自身の商標登録に類似するというものである。被告（男性）は裁判所に対し、原告の事業運営の停止と「KOPITIAM」に対する被害や損失に関する支払いを命じるよう要請した。

中央ジャカルタ商務裁判所は、原告の非登録商標「Lau's Kopitiam」は、被告商標と充分異なると述べ、被告の反訴を退けた。

被告はそこで、最高裁判所に対し、判決見直しを求める上告を提起した。最高裁判所の裁判官委員会は、これに先立つ商務裁判所判決を取り消し、自身の判決を下して、被告の主張を以下の通り、部分的に認めた。

- 原告の非登録商標「Lau's Kopitiam」は、第 43 類に登録された被告の商標「KOPITIAM」に類似

⁷² <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/4d2ece27ce05380a29647a361a477245>

する旨、宣言すること。

- 原告が、権利もなく、法に触れる形で当該の非登録類似商標を使用してきた旨、宣言すること。
- インドネシアにおいて「Lau's Kopitiam」を使用して原告が行ってきた全事業運営の停止を原告に命じること。

4.4.3.3 PT GUDANG GARAM

最高裁判所上告判決：第 162 K/Pdt.Sus-HKI/2014 号（上告 - 被告勝訴）

商務裁判所判決：商務裁判所 第 04/HKI-MERREK/2013/PNNIAGA.SBY 号（原告勝訴）

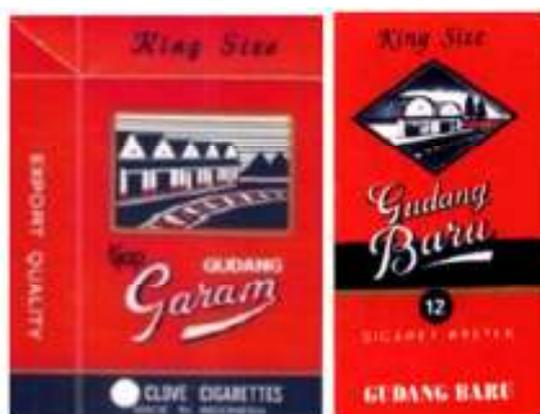
原告：PT Gudang Garam

被告：H. Ali Khosin, SE.（上告人）

上告判決：許可

出典：⁷³

インドネシアで最も有名なたばこメーカーに名を連ねる PT Gudang Garam, Tbk.（原告）は、第 34 類の「kretek（クローブ・フレーバーの）たばこ」に関してインドネシア人、H. Ali Khosin, SE.（被告）が有する商標登録「Gudang Baru」が原告の「Gudang Garam」商標に類似するとの理由により、スラバヤ地方商務裁判所（the Commercial Court of District Court of Surabaya）において、当該登録に関する商標取消訴訟を提起した。商標「Gudang Baru」及び画像の使用は、實際上、原告自身の商標「Gudang Garam」及び画像に原則として類似し、この類似性は、形と言葉の組み合わせ、ロゴのデザイン、スペル、称呼（商標の読み方）、色彩構成及び図柄／画像の配置を見ればよく分かれると原告は主張している。



横に並べて比較：「Gudang Garam」（左）、「Gudang Baru」（右）

PT Gudang Garam, Tbk.は 1979 年以来、自社「Gudang Garam」商標の登録を保持しており、こ

⁷³ <http://putusan.mahkamahagung.go.id/putusan/1fd0c2ba83f6ed5dd8bc6c7929708eea>

の商標は、識別力溢れるパッケージデザインや色彩も相俟って、インドネシア及び世界でも周知である。原告は、自社商標のプロモーションを大規模に展開し、他の国でも当該商標を登録してきた。スラバヤ地方商務裁判所は、原告を支持する判決を下し、「Gudang Garam」は周知商標であり、商標「Gudang Baru」及び画像は原則として商標「Gudang Garam」及び画像に類似する、そして被告は、「Gudang Garam」商標の名声にただ乗りしようという悪意をもって、自らの商標出願を申請したと述べた。従って、裁判所は、「Gudang Baru」商標登録の取消しを認めた。

被告は、上の判決に抗って、最高裁判所において判決破棄を求めた。最高裁判所は、被告の判決破棄の主張を受け入れ、スラバヤ地方商務裁判所の判決を覆した。最高裁判所は、商標「Gudang Baru」の登録は現実として年数を経たものであり、悪意の証拠はなく、また比較してみても両商標は類似せず、従って混同を生じさせるものではないと述べ、その判決第 162 K/Pdt.Sus-HKI/2014 を発した。

5. 権利登録

5.1 権利別出願・登録件数

インドネシアはアセアンの中で出願件数が最も多い。2014 年度の出願件数による順位は、特許 50 位、商標 24 位、意匠 28 位であり、2013 年度より 7.7%増加した⁷⁴。知的財産保護に関する世界競争力は、144 国の中で、43 位で、昨年度より 12 位上がったと評価されている⁷⁵。

⁷⁴ World Intellectual Property Indicators, 2015 年 12 月発行

⁷⁵ World Economic Forum's 2014-2015 global competitive report

5.1.1 標準特許

<データ出所：インドネシア知財総局ホームページ>

出願年	出願件数	登録件数
2011	5,830 (4,839)	不明
2012	6,758 (5,471)	2,822
2013	7,451 (6,128)	2,642
2014	8,024 (4,759)	2,253
2015	8,478 (6,719)	1,174

(括弧内は PCT (特許協力条約) 出願の国内移行の件数 <データ出所：知的財産総局 2015 年 12 月アップデートのもの>)

5.1.2 簡易特許

<データ出所：インドネシア知財総局ホームページ>

出願年	出願件数
2011	292
2012	269
2013	349
2014	324
2015	396

5.1.3 産業意匠

<データ出所：インドネシア知財総局ホームページ、但し 2014 年の出願件数は知財総局 2015 年 12 月アップデートのもの>

出願年	出願件数	登録件数
2011	4,198	不明
2012	4,618	431
2013	4,251	3,014
2014	3,731	3,877
2015	不明	3,347

5.1.4 商標

<データ出所：インドネシア知財総局ホームページ>

出願年	出願件数	登録件数
2011	53,196	不明
2012	64,454	25,442
2013	62,950	17,574
2014	60,861	36,620
2015	61,763	35,900

5.1.5 著作権

<データ出所：インドネシア知財総局ホームページ>

出願年	出願件数
2011	不明
2012	2,487
2013	6,305
2014	5,678
2015	5,763

5.2 2015 年国別上位 10 カ国の出願件数

次の表は 2015 年分の出願国を反映するものであり、2015 年 12 月 31 日に知財総局の情報技術局 (Directorate of Information Technology) により報告されたものである。

5.2.1 標準特許/簡易特許

順位	標準特許	簡易特許
1	日本	台湾
2	アメリカ	日本
3	ドイツ	中国
4	韓国	マレーシア
5	スイス	タイ
6	中国	シンガポール
7	オランダ	インド
8	フランス	韓国
9	イギリス	イタリア
10	スウェーデン	香港

5.2.2 意匠

順位	国名
1	日本
2	イギリス領ヴァージン諸島
3	アメリカ
4	オランダ
5	韓国
6	ドイツ
7	スイス
8	イギリス
9	スウェーデン
10	マレーシア

5.2.3 商標

順位	国名
1	アメリカ
2	日本
3	ドイツ
4	スイス
5	シンガポール
6	フランス
7	イギリス
8	中国
9	オランダ
10	マレーシア

5.2.4 著作権

順位	国名
1	アラブ首長国連邦
2	アメリカ領サモア
3	オーストリア
4	オーストラリア
5	ベルギー
6	カナダ
7	スイス
8	中国

5.3 出願フロー・費用・期間・言語

インドネシアは、先願主義（first-to-file）を採用しているので、知的財産に係る権利を最初に出願したものが、登録を受けるとその権利を有する。

5.3.1 特許

特許には、標準特許（standard patent）及び簡易特許（simple patent）がある。簡易特許は、特許を得るまでの期間が短い。標準特許が出願日より 20 年間保護を得ることに対し、出願日より 10 年間保護を得ることになる。

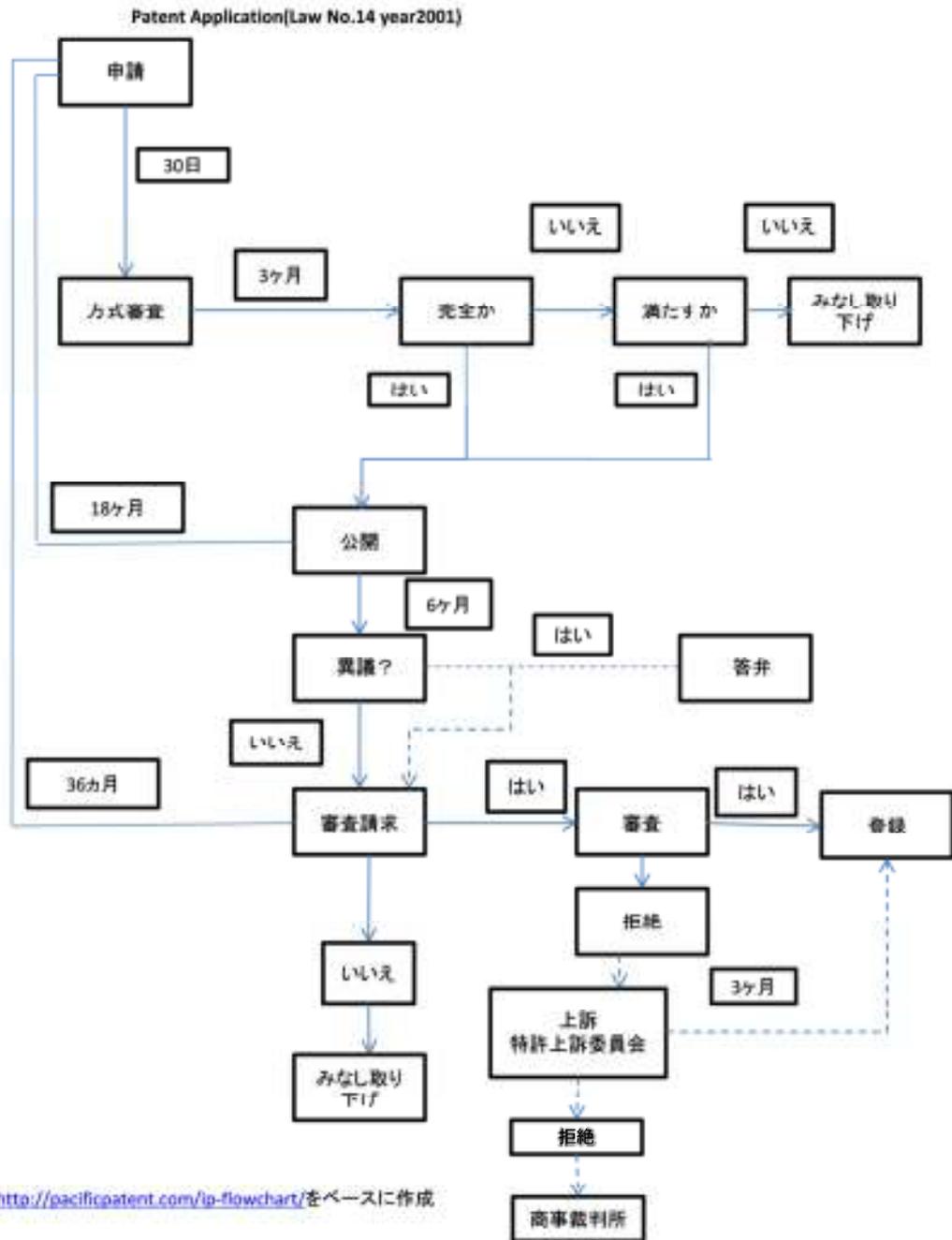
5.3.1.1 標準特許

日本と異なり、出願公開日より 6 ヶ月の異議申立て期限が設けられている。出願から登録まで 3～5 年程度の時間がかかる。

出願必要書類：明細書、願書、委任状、Declaration of Ownership, Assignment of Invention
(公証又は認証不要)

言語：インドネシア語

標準特許の出願フロー

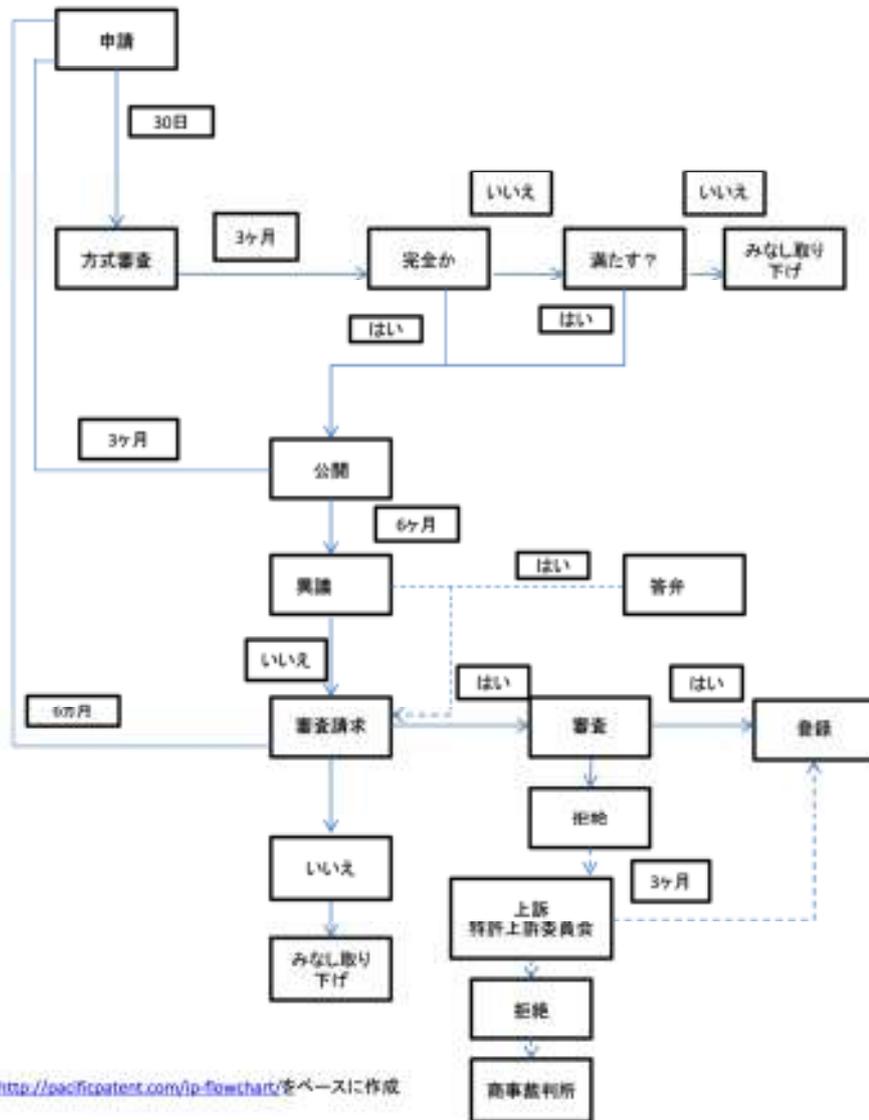


出典: <http://pacificpatent.com/ip-flowchart/>をベースに作成

5.3.1.2 簡易特許

物の形状、形態、構造、若しくはこれらの組み合わせを保護対象とし、新規性の有無の審査により登録要件が判断される。進歩性は不要である。審査請求は出願日から 6 月以内である。従って、ライフサイクルの短い製品等について、早期に独占権の付与を望む場合は、簡易特許による保護を検討しても良い。但し、簡易特許の存続期間は 10 年間であることに留意すべきである。

簡易特許の出願フロー



5.3.2 工業意匠

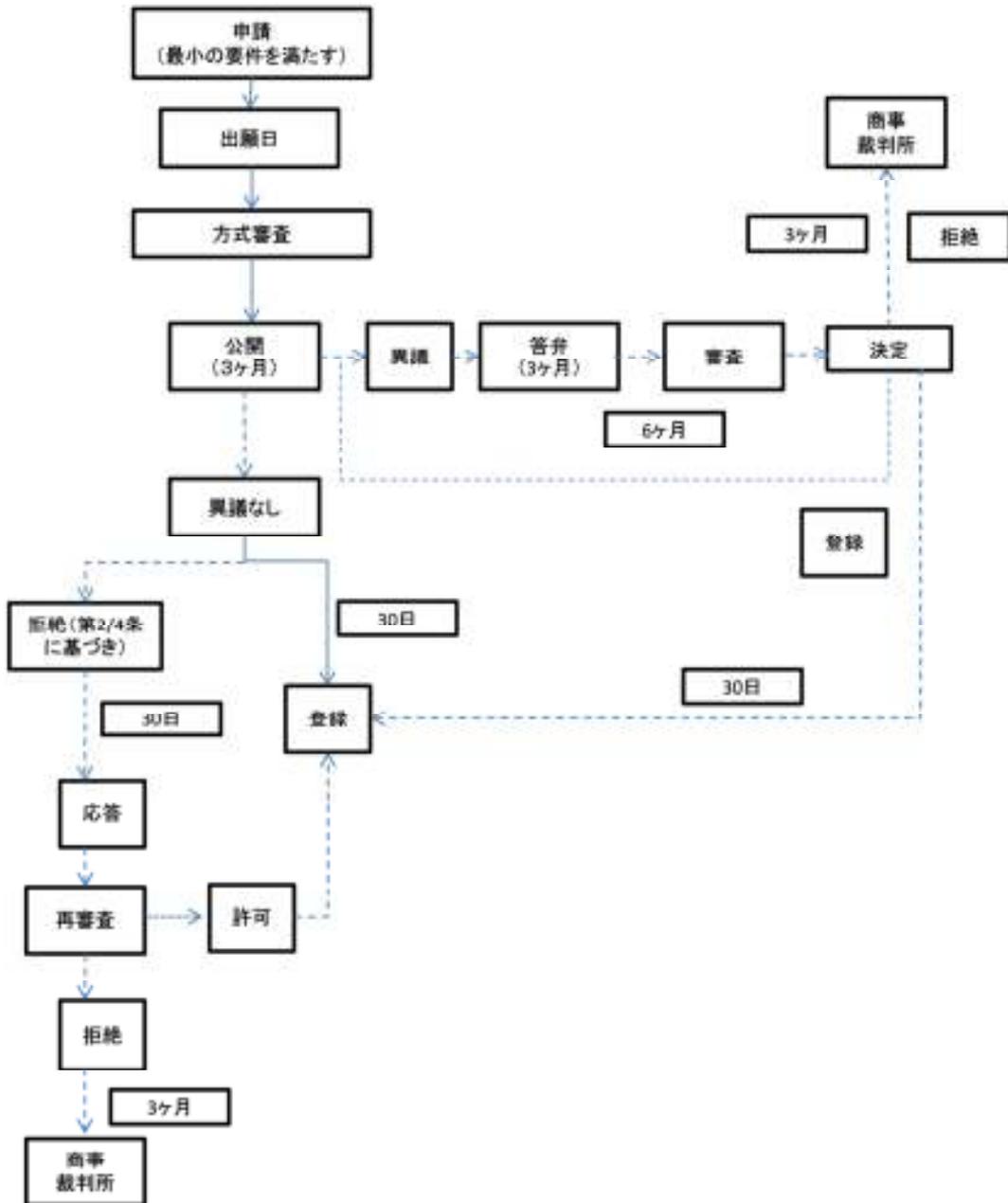
意匠権は、新規の意匠に対して与えられる（第 2 条 1 項）。出願日（優先日）において事前に公表された意匠と同一でない場合は、新規であるものとみなされる（同条 2 項）。意匠の保護は、出願日から 10 年間で与えられる（第 5 条 1 項）。

出願から登録まで 2～3 年の時間がかかる。

公開日より 3 ヶ月以内に異議申立。

必要書類：意匠の図面又は写真、意匠の説明、願書、委任状、Declaration of Ownership, Assignment of Invention (公証又は認証不要)

工業意匠の出願フロー



出典: <http://pacificpatent.com/ip-flowchart/>をベースに作成

5.3.3 商標

不正な目的による出願が多いため、ビジネスを始める前に出願を済ませるのが有効である。正式代理店による不正出願が多く、代理店を変更する際に問題が生じる虞がある。異議申立により拒絶されるのは難しいので、商務裁判所（Commercial court）において取消を申立てる結果になる。

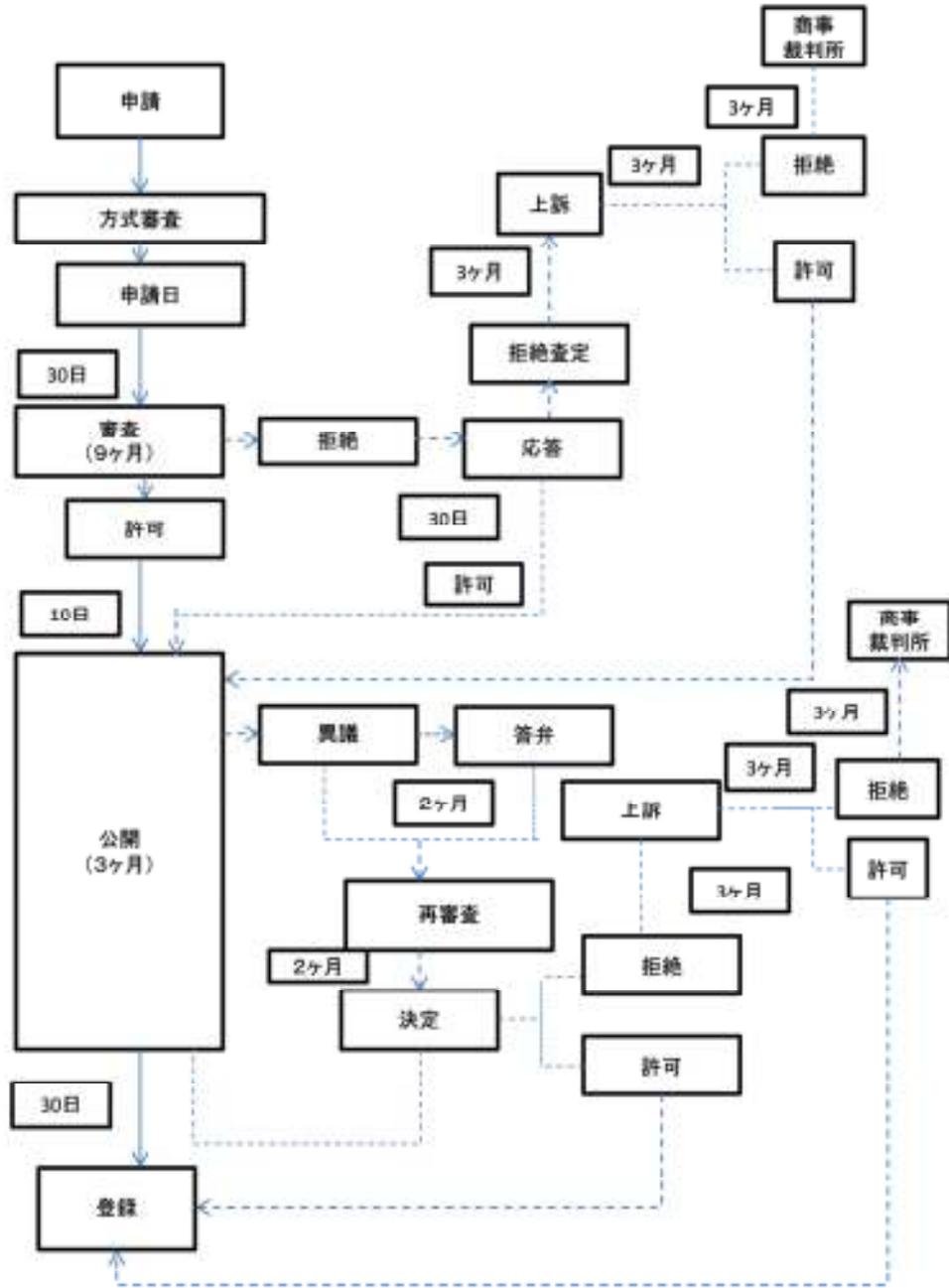
改正案：新しい商標（立体商標、ホログラム、音、匂い）導入、審査着手前異議申し立て期間設定（3ヵ月）など。登録されると商務裁判所で直接取り消しをするしかないので、要注意。

出願日より10年間保護、完了日の1年前より更新可能。

出願から登録まで約2年かかる。

必要書類：商標情報、出願人情報、具体的な指定商品／役務、商標の意味、願書(申請書)、委任状、Declaration of Ownership, (公証又は認証不要)

商標の出願フロー



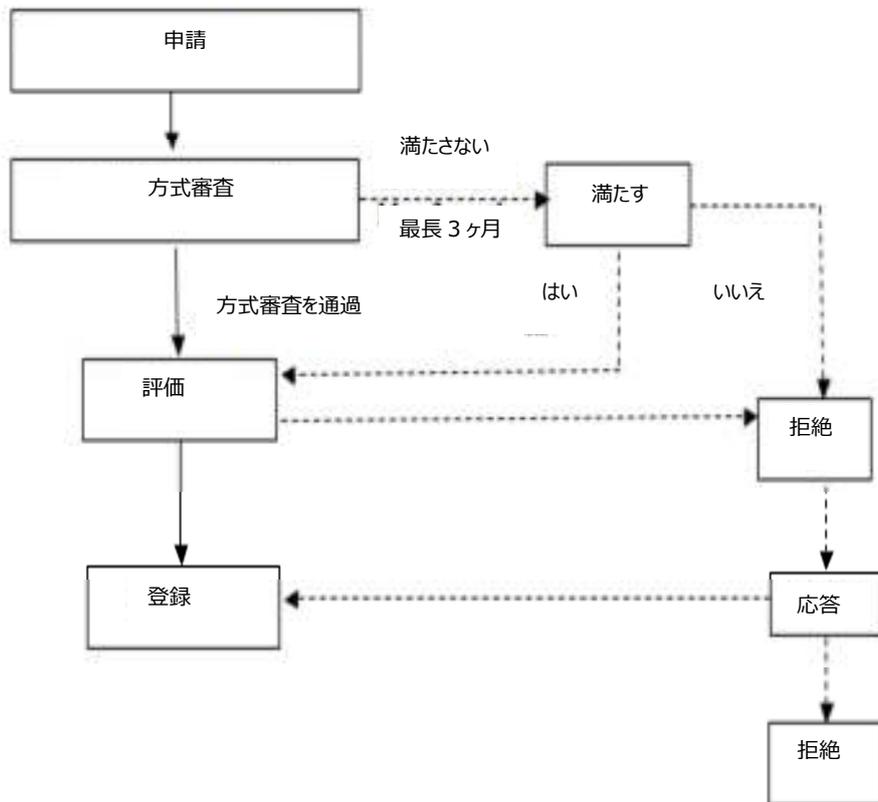
出典: <http://pacificpatent.com/ip-flowchart/>をベースに作成

5.3.4 著作権

著作権の発生は、登録を要件としない。しかし、インドネシアの小企業は、オーナーシップを証明するため、著作権を登録する手段を選んでいる。

改正により、登録後 70 年と保護期間が延びた。

著作権の出願フロー



<出典： <http://pacificpatent.com/ip-flowchart/>をベースに作成>

5.4 「特許年金」に関する留意点⁷⁶

インドネシアの特許年金の起算日と納付期限については、第 114 条に規定されている。インドネシアの特許年金は出願日が起算日となる。そして、出願日から特許付与の日が属する年までの特許年金を、特許付与の日から 1 年以内に 1 回目の年金として納付する必要がある。2 回目以降の特許年金の納付期限は、特許付与の日が基準日となる。

権利化段階で特許年金の納付が不要である点において、インドネシアと日本の特許年金制度は同じである。一方、出願から権利化までの期間が長くなるほど 1 回目の年金納付額が大きくなる点において、インドネシアの特許年金制度は日本の制度と異なる。そのため、インドネシアでは出願段階から特許年金も考慮して予算を管理することが望ましい。

多くの国では特許年金の納付を停止すると、特許権は自動的に消滅する。しかし、インドネシアでは特許権者が特許権の取り消し請求をしない限り、特許年金の納付を停止しても少なくとも 3 年間は特許権が存続する。

特許年金を継続して 3 年間納付しなかった場合、インドネシア知財総局は未納年から 3 年目の納付期日において特許権の取り消しを宣言し、これにより特許権は消滅することが特許法に規定されている。しかし、特許権者が継続して 3 年間特許年金を納付しなかった場合、現実的にはインドネシア特許庁が直ちに特許権の取り消しを宣言するわけではない。特許年金の納付を停止してから 5 年以上経過して、インドネシア知財総局が特許権の取り消しを宣言したケースもある。3 年間の期間は、特許権者が特許発明の実施を検討するのに十分な時間を与えるためのものである。年金未納による特許の取り消しは、知財総局から特許権者に対して書面で通知される。当該通知は本条によって定められる当該特許が取り消される日付を示す。3 年間に渡り支払われなかった年金は、当該特許権者によって支払われるべき負債として残る。

多くの国では特許年金の納付を停止すると特許権が消滅するため、特許年金を納付していない期間に対して特許権が存在することはない。しかし、インドネシアでは特許権者が特許権の取り消し請求をしない限り、特許年金の納付停止から少なくとも 3 年間は特許権が存続するため、特許年金を納付していない期間に対して特許権が存在することがある。特許権が存在している期間に対して納付されていない特許年金は、特許権者によって支払われるべき負債として残ることになる。

⁷⁶ <http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/etc/20150410.html>

5.5 特許法及び商標法改正案

5.5.1 特許法

特許法改正案は、現在国会（house of representative）で検討中である。その検討は 2016 年上半期で決着が付くと予想される。

注目すべき改正：

(i) 発明除外対象

- コンピュータープログラムのみからなる規則及び方法は、発明の保護対象としない。
- 公知となったものの新しい用途は、発明の保護対象としない。この改正は、医療・治療方法が保護対象から除外されているのを避けるため、出願人により利用されている SWISS タイプクレーム（「疾病 Y の治療薬の製造における化合物 X の使用」のような形式で記載されたクレーム形式）を許容する現在の実務を暫定的にとめることができる。

(ii) 実体審査

- 改正案は、特許庁が実体審査を専門家に依頼することを許容する。この改正により、知財総局が柔軟に審査資源を分配することができる。
- 審査に関する法定期間が導入される。これにより、現在の実務と比較して、知財総局の柔軟性が失われる。

	現行法	改正案（第 61 条）
OA 対応期間	3 月	3 月
1 回目延長	1 月	2 月
2 回目延長	1 月	手数料納付により 1 月
3 回目以上延長	1 月（審査官による）	最高 6 月（緊急な事情がある場合）

(iii) 権利付与後、登録書の訂正- 登録証の誤記（data errors）は訂正することが可能になる。

(iv) 権利付与後、訂正- 制限された理由で、登録査定より 3 月以内に可能。

(v) 権利維持- 追納に関する猶予期間が短くなる。最初の 3 年間連続して納付期間内に年金の納付がない場合、特許は取り消されるとみなされる。しかし、特許権者は、権利満了後 6 月以内に全ての年金を払えば、特許権を回復することができる。

(vi) 上述の取り消された特許には年金支払い義務が生じない。

(vii) 強制実施権- 風土病のため、特定の薬剤が必要になった開発途上国又は後発開発途上国へ特許製品を輸出するため、強制実施権を付与する追加的な根拠。

(viii) ボーラー条項（Bolar provisions）- 第 3 者は、特許満了後、特許薬剤を発売する前に、特許存続期間前 3 年の間、市場承認を求める目的のため特許発明を利用することができる（現行法 2 年が 3 年になる）。

(ix) その出所元を明示することにより生物資源を保護する。

5.5.2 商標法及び地理的表示法

商標法改正案は、現在国会（house of representative）で検討中である。その検討は 2016 年上半期で決着が付くと予想される。

注目すべき改正：

- (i) 非伝統的な商標を保護対象とする。（3D 商標、ホログラム、音響商標）
- (ii) マドリッド協定議定書（商標について国際登録を受けるための保護を確保するための条約）による国際出願
- (iii) 実体審査前 2 カ月の公報掲載（現行法は、実体審査前）
- (iv) 実体審査期間は 5 カ月
- (v) 登録までの期間を 14 カ月から 8 カ月まで短縮
- (vi) 侵害に関する刑事制裁強化
- (vii) 電子システムの導入

改正案は、地理的表示（GI）法に関する規定も含む。

以上

[執筆協力]

PT Rouse Consulting International (調査・編集)
新樹グローバル IP (翻訳等協力)

[発行]

日本貿易振興機構 (JETRO)
ジャカルタ事務所
TEL: +62-21-5200264
FAX: +62-21-5200261

2016年8月発行 禁無断転載

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。JETROは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートの記載内容に関連して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。これは、たとえJETROがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

なお、本レポートはJETROが発行時点に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる可能性があります。また、掲載した情報・コメントは著者及びJETROの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。